

かつたものでございますから、今日のこの委員会
が終りましたら詳細に聞き取りをしたいという
ふうにお思っておりますし、事実関係を確認をいた
しまして、もしもそれが事実であるというなら
ば、厳正な処分をしたいと考えております。

○浅尾慶一郎君 是非、事実であるとするなら
ば、厳正な処置をしていただきたいというこ
とを再度申し上げさせていただきます。

そこで、年金の法案について質問をさせていただきます
でございますが、私は、今回の政府が提案
をいたしました法案、百年安心の法案だとい
うことを言われておりますが、とても百年もつもの
ではないというふうに申し上げたいと思
います。と申しますのは、この年金の問題が抱えてお
ります五つの問題点、五つの矛盾点について何
らその解決を示していないことである
と申すのであります。

その五つというのは、申すまでもありません
が、一つは、働く場所、働き方によって加入する
年金の制度が違う、厚生年金、共済年金、国民年
金と様々制度が分かれていることである
と申す。それから、共働きの世帯とか独身の人も増
えているわけであり、そういう方々から見て
ると、いわゆる第三号被保険者の問題について、こ
れは解答がないんじゃないかな、解決がされ
ていないんじゃないかなというふうに考えてお
ります。それから、世代間の給付と負担のバランス
という点についても今回の法案では解決が見え
ていない。

この一から、今、一個、二個、三個、申し上げ
ましたこの点については今までのいろいろな言われ
てきたことではあります、あわせて、国民年金の
未納による時効が約八兆円ということも明らか
になりました。それから、その八兆円の中には実は
未加入というものが含まれていないということも
明らかになったわけであり、そうした問題
についても余り解決が見られていないのではな
いかなというふうに思います。

ここまでが四点でございますが、もう一点、実は
これからこの点について質問をさせていただきます

すが、五割を、現役世代の五割を保障するとい
う法案の中身になっておりますが、その法案を詳細に
検討しますと、厚生年金の被保険者、いわゆる加
入者が減ってしまうと五割が保障できないとい
う実態が明らかになっております。

その点に関して、まず、経済産業副大臣、お越
していただいておりますが、経済産業省としては、
前に保険料、厚生年金の保険料が二〇％になると
相当な失業者が増えるということでありました
が、今度一八・三％になることによつてどの程度
失業者が増えるというふうに判断をされておられ
るか、御答弁をいただきたいと思
います。

○副大臣(坂本剛二君) 経済財政諮問会議での雇
用への影響試算は、これは通商産業研究所の研究
者が実施した実証研究をベースといたしてあり
ます。この試算は、政府内部で年金制度改革を
検討するに際して、保険料引上げが雇用に与える大
きな影響のイメージをつかむために、限られた
データの中で、一つの試みとして全くの機械的
試算として実施したものであります。

具体的には、一気に厚生年金保険料を二〇％に
引き上げた想定しております。引上げ期間の経
済動向の変化については考慮しない、こういう前
提を置いてあります。保険料引上げの実際に雇用
に与える影響については、種々の要因を考慮する
必要があり、このような単純化した試算で示すこ
とは極めて困難であります。

今回の年金改正法案においては、今後十四年間
掛けて段階的に厚生年金保険料を一八・三％まで
引き上げることとしております。このような保険
料の段階的引上げの雇用への影響について検討す
る場合、一つ、引上げ期間中の経済動向の変化を
考慮せずに試算を行うことは適当ではなく、ま
た、引上げ期間中にどのような経済動向になるか
についても正確な予測は極めて困難であります。
このため、経済財政諮問会議での試算の手法を今
回の改正法案による保険料引上げの影響にそのま
ま適用することは誤解を招くことにもなりますの
で、私どもとしては差し控えていた

と考えております。

○浅尾慶一郎君 影響があるということを言
いたくないということなんだと思
います。が、それじゃ厚生労働省にお伺
いたしますが、仮に被保険者が、失業者とい
うことは多分厚生労働省では数字がないとい
うことでしょうか。厚生年金の加入者、被保
険者が百万人減少した場合にどういった影
響があるのか。二〇二三年までは何とか五割
を維持できるということであるでしょうか。それ
以降はゆるゆる積立金がなくなってしまうの
で五割が維持できなくなるといふふうに聞
いておられますが、その点についてお伺い
をさせていただきます。

○副大臣(森英介君) マクロ経済スライドの調整
率は、公的年金全体の被保険者数の増減と寿命
の延び等を勘案したものを算出されてお
ります。このため、失業率が増加することによ
つて厚生年金の被保険者が国民年金へと移
動したとしても、公的年金全体の被保険者
数の総数はほとんど変わらないため、毎年
のマクロ経済スライドの調整率自体は基準
的なケースと比べてほとんど変わらず、所得
代替率が五〇％へ到達する時期が早まるこ
とはないというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 私の質問をもう一度よく聞
いていただきたいんですが、五〇％に下がる
時期が早まるということではなく、それ以降
五〇％を維持できないという時期が早まる
ということではないですかという質問です。
なぜ、五〇％に下がる時期が早まらないとい
うのは、今ある積立金を使っていくから、取
り崩していくから早まらないのであつて、そ
の積立金を使い尽くしてしまつたら、厚生年
金の財源がなくなつてしまふんじゃないで
すか。被保険者の数が減つてしまふんじや
ないですか。ですから、その計算をしてくだ
さいという質問通告を先週の段階でしてある
わけですから、是非お答えいただきたいと思
います。

○副大臣(森英介君) 仮に厚生年金の被保
険者数の減少の程度というところで粗い推計
を行いますと、平成十六年度に約四千万人
以上が国民年金の

第一号被保険者に移動し、平成十七年度以降、
将来にわたつてその雇用環境が続くとすれば、
下限の五〇％まで給付水準調整しても、長期
的な給付と負担が均衡しない場合が出てくる
こともあると推測されます。

○浅尾慶一郎君 つまり、長期的には給付
と負担が均衡しないということですね。それ
はいづつから均衡しなくなるんでしょうか。

○副大臣(森英介君) そういう場合もある
ということ、それは雇用環境ですとか経済
状況ですとか、様々なファクターによつて
のことでございます。

○浅尾慶一郎君 私が質問通告で出させて
いたのは、例えば七十万人被保険者が減少
した場合、ほかの経済動向は変わらない前提
で数字をお答えくださいと、それで出てくる
数字を動かしていただきたいという通告を
出していたわけですから、その数字をお答
えいただきたい。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) ちよつと速記を
止めてください。

(速記中止)

○委員長(国井正幸君) 速記を起して。
○副大臣(森英介君) 恐縮でございます
けれども、ちよつと今即答できかねますので、
ちよつと時間をいただきまして、他の質問
の後でお答えをさせていただきますと存
じます。申し訳ありません。(発言する者
あり)

○委員長(国井正幸君) ちよつと、じゃ、
速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(国井正幸君) 速記を起して。
○副大臣(森英介君) ちよつと私どもの
その御通告の受け止め方が若干間違つた
のかも知れませんが、けれども、私ども、
先ほど御答弁した御通告の内容だとい
うふうにお思つておりました。というこ
とで、大変手間取りまして恐縮ござ
いますけれども、委員がおつしやられ
ました七十五万人が国民年金の第一号
被保険者に移動したという、

第一号被保険者に移動したという、

仮定を置きますと、ずっとそういう雇用環境が続くと、二〇二五年で四九・七％という計算にはなりません。

しかしながら、私ども、財政再計算上の前提条件としては、そこまでの数になることは予想しておりませんので、こういう結果になる可能性というのは極めて少ないというふうには思っております。

○浅尾慶一郎君 まず、質問通告はちゃんとしていましたから、そこはちゃんと徹底してください。

それから、今七十五万人に厚生年金から国民年金に移動していた場合には、要するに五割を割ると。今まで絶対五割は守れると言っていたのが、そこで崩れるわけじゃないですか。その崩れることを言いたくないがためにそういうことは起きないという話をしましたが、具体的な例で申し上げますが、これは何も失業に限らないんですよ。

具体的に言いますと、私の知り合いが厚生年金保険料も払えないということで社会保険事務所に行ったら、一応五人以上の従業員を抱えているところは厚生年金に入らなければいけないと、そういうふうな社会保険事務所が言いました。しかし、そんなことを言ったって、今いろいろ報道されているじゃないかといってさんざん言ったら、何と、じゃ、政治家になって変えてくださいと、あなたの脱退を認めますと言われて脱退を認められていたわけですよ。つまり、失業者が増えなくても、厚生年金から脱退する人が増えればすぐ五割を割ることじゃないですか。

その点についても併せて、どういう根拠で七十五万人は厚生年金から国民年金に行かないんだと断言ができるか、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 我々も、これから先の年金につきましても、被保険者の数がどういうふうな推移をしていくのかということは計算をしているわけでありまして。その中で、もう二〇一五年に

は、現在の人口動態から見ますと、三百九十万人数ぐらい労働力人口が減ってしまうという計算になります。二〇一五年。そうした問題を起こさないように、できるだけ徐々に、雇用者が減っていくようにしていかないと、これは政策的な手段を取らなければいけないというふうには思っております。

今、委員が御指摘になりましたのは、それに更にプラスをして七十五万人減るというふうな機械的に計算をするとは先ほど申しましたような結果が出るということになってございまして、これは様々な政策と重なり合っていくことになってございまして、そうしたことにならないようにどう政策を立案をしていくかという問題とセットの話だと思っております。

したがって、先ほど御議論ございましたように、地域地域によりまして、あるいはまた企業によりまして、そういうことが起こるときというのは、これはこれからは起こり得ると思うんですね。景気の変動が非常に激しくて、悪くていつたときに起こり得ることはあるというふうには思いますが、そういう状況がずっと続くということもこれもまた考えにくいわけでありまして、そうしたことも、そのときそのときの経済動向も勘案して見ていくことは大事でございまして、平均して見ましたときに、そうしたことを我々も念頭に置いて計算をしていることは事実でございまして。

○浅尾慶一郎君 七十五万人で四九％、いわゆる五割を割ってしまうということなんです、先ほどお話が出ました経済財政諮問会議の数値は、二〇％まで保険料を上げた場合には百万人失業者が増えるということと同じ政府が言っているわけでありまして。百万人失業者が増えるかどうかが、しかも、段階的に引き上げていく方が、実は一気に引き上げるよりかは、加入者が減るということは私はむしろ促進するんではないかなというふうな考えをしております。

なぜならば、加入者、つまり事業主ですね、事業主にとってみれば負担が増えるということが予

測ができるわけでありまして。負担が増えるということが予測できる中で、先ほど申し上げましたように、現状では脱退ということも事実上可能になつていると。更に言うと、じゃ、質問としてこれは通告をいたしておりませんが、もしそういうことで把握できるんなら教えていただきたいと思っております。厚生労働省は、法律上、五人以上従業員がいると、事業所は厚生年金に加入しなければいけないということになっておりますけれども、じゃ、実際、五人以上従業員がいる事業所がすべて加入しているというところは断言できますか。これは絶対できないはずですよ。じゃ、その段階で何割ぐらいが加入していないかという数字を持っていますか。持っているか持っていないかだけお答えいただければと思います。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘のように、五人以上が全部入っておるということはないと思っております。その数字は後で、持っておると思っております。報告をいたします。

○浅尾慶一郎君 私、これ、三月二十三日の予算委員会でも質問をさせていただきましたが、その数字はやはり少なすぎますね。ないというのは、要するに五人以上の従業員がいる事業所を把握していないはずなんです。把握しているかどうかだけお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 申し訳ありません。数字としては持つていないというふうには言っておりません。

○浅尾慶一郎君 要するに、数字として持つていない、なおかつ、加入している事業所は持つておりますけれども、そこから出るものについても余り把握をしていないと。先ほどのような具体的な例もあるわけでありまして。つまりは、失業者が仮に増えなかつたとしても、脱退していく事業所が増えれば同じことなんです。脱退する事業所が増えた結果、加入される方が七十五万人減れば、結果として五割は維持できないということですか、ですから、冒頭申し上げました五つの問題の五番目、いわゆる失業者が増える、あるいは被保

険者が減つた場合には維持ができない、そういう問題を抱えているのではないかと、そういうふうには思いますが、その点についてどう思いますかと。言ったら、そうならないように努力するというふうにはお答えになるでしょうか、努力する以外に何か具体的な方策、手だてがあるかどうか伺いたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 先に答弁言っていたいただきましたから言いたくないわけですが、ならないようにしなきゃいけないわけですが、それが、しかし、厚生年金なら厚生年金の中に入っている人たちの数が減る。長期的に見れば、その人たちが今度は、そういった受ける人たちの数も減っていくわけでありまして、長い目で見ればそれはその中で均衡されていくことだと思っております。

しかし、初めに申しましたように、経済動向等に非常に影響を受けなければ、そうした経済状況をどう作り上げていくかということが一つは最大の課題。先ほどから申し上げておりますように、実質賃金が上がっていくような数字を前提にしておるわけでありまして、そういう社会をどう構築をしていくかということに尽きるといふうに思っております。

○浅尾慶一郎君 いろんな欠陥を抱えているのであれば、最初から百年安心ということは言わない方がいいんじゃないかと、こういうふうには思っております。

次の質問に入らさせていただきますかと思っておりますが、厚生年金と共済年金、これ様々違いがあることが明らかになってきております。百年安心ということも言っておられるわけでありまして、今日は国土交通省にもお越しいただいたりしておりますが、かつて国鉄共済というものがありました。これが、国鉄が民営化されるに従ってJRになって、そして厚生年金に移行されました。その中で、かなりの額の年金債務を厚生年金が結果として引き受けたということでありまして、その経緯につ

て、国土交通省、お答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官(鶴保庸介君) 鉄道共済組合は平成九年四月一日に厚生年金に統合されました。その際、移換金として当時の厚生省に対し総額約一・二兆円を支払うこととなりました。また、移換金とは別に、厚生年金に統合されなかった昭和三十一年六月以前の国鉄での在職期間に対する給付に要する費用として、統合時の現在価格で総額約三・五兆円の追加費用の負担が必要と見込まれておりました。

○浅尾慶一郎君 旧国鉄の債務は、結局、JR株の売却とか様々な形で返しているんですが、それでも足りなくて、たばこを一箱二十円、一本一円上げる形で返しているとお金に色は付いていませんから、その三・五兆円というのは、これは共済年金ができる前の恩給のときの話だということに思いますが、それと、一・二兆円というのは積み立てた額。

更によく言うと、積み立てた額に対して、物価スライドがありまから、もっと追加の費用は実は発生しているはずでありまして、手元の資料ですと、年間で厚生年金から、これは共済ではありませんが、厚生年金から旧の国鉄共済、あるいはJTの共済、そしてNNTTの共済に対して、移換を受けたので大体一十億ぐらいずつと払っているということになっていますが、この数字は間違いありませんか。今の三・五兆、一・二兆に加えて、年間、毎年毎年、いわゆる物価スライド分が一十億ぐらいの厚生年金から発生しているということと間違いのないと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○副大臣(森英介君) 間違いございません。
○浅尾慶一郎君 つまり、今、鶴保政務官お答えいただいたのは、三・五兆円と一・二兆円は結果としてたばこを一本一円上げる形で、その中で返している。なおかつ、厚生年金から毎年毎年一十億円出していますよということなんです。そこで、この質問をする前に一つ事実をお伺いしたいんですが、実は旧国鉄時代に辞められた方、国鉄のときに辞められた方の平均の年金受給額、いわゆる国家公務員、三公社ということなんですけれども、その平均の、何というんですか、共済年金の受給額を教えてくださいませんか。月額で結構です。

○副大臣(森英介君) 平均年金月額額は、組合員期間が二十年以上の受給権者につきましては十九万六千五百円、すべての受給権者については十八万九千四百六十五円でございます。

○浅尾慶一郎君 じゃ、厚生年金の平均の受給額は十四万円ということと間違いありませんか。

○副大臣(森英介君) 間違いありません。いいますと、要するに、高い年金、これは別にそのことが悪いと言つてもありませんが、しかし客観的に見れば、高い年金を守るためにたばこが上げられている、月五万円高い年金を守るためにたばこが上げられているということが客観的にそこから証明ができるわけでありまして。

そこで、次の質問に入らせていただきますが、今、小泉内閣が掲げております一つの大きな方針として郵政事業民営化というのがあります。この郵政職員、国家公務員でありますから、平均の年金の受給額、月額十八万とか十九万ということになるでしょう、もう確定しているものについては、これをもし厚生年金に移行した場合、また厚生年金はその分を高いものも含めて負担するんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) ここは、共済年金と厚生年金とを合併するということになりますと大きな問題点になるわけでございます。

先ほどお触れになりました、旧国鉄、旧専売公社、そうした共済年金と合併をいたしますときに、その当時からかなり大激論になりまして、いろ

ろの問題がございました。確かに旧国鉄あるいは旧専売公社等の方が保険料が高いわけでありまして、高いのに、それに負担を受けるとはどういうわけかというようなこともございまして、旧国鉄の場合には、一緒になっていただきますときに、負担率というものを、保険料の率をたしか上げてもらつたというふうには私は記憶をいたしております。

したがしまして、現在の国家公務員の共済年金と合併するということになりましたときに、もうその問題が発生しますので、そこは十分に均衡の取れた形というものを考えていかなければならぬんじゃないだろうかというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 その九兆円から十兆円というのに対応する積立金がそれだけあれば問題は無いわけでありまして、恐らくそういう積立金はないでしょうし、特に先ほどお話が出ております昭和三十四年以前の旧恩給時代のものについては積立金はそもそもないわけでありまして、そうすると、そこはまた結果としてたばこを上げて、たばこ税を上げて、今の機械計算でいきますと、一箱かつては一円だったんですが、今度、国鉄のときが一円で済んだんですが、一本一・五円ぐらいい。禁煙運動が盛んになるからいいという顔をされている委員もいらつしやいます、しかしそのことと、喫煙者が負担すべき債務かどうかというのとは私は相当疑義がある話じやないかなというふうには思つておりました、どういうふうにご考えておられるんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これは国家公務員全体として今度は考えなければならぬだろうというふうには思っていますから、いわゆる郵政だけの話ではないというふうには思っています。今回やりますときには、もう国家公務員、地方公務員全体として考えなきゃいけないだろうと思つています。

○浅尾慶一郎君 私も国家公務員全体でやるべきだと思つています。

のをやめて、厚生年金と同じ形にして、それで統合するというのが一番理想的な姿だというふうに思いますが、大臣が言われた全体の中での話というところについては、その二割増しというものも改めるように政府内で強く発言するという理解でよろしいですか。

○国務大臣坂口力君 これはまた決まった話でも何でもございせんが、私も、今議員がおつしやつたように、そうした部分はもう持ち込まない、こちらの方に、一緒になりますときに、厚生年金と一緒に、厚生年金の方にそうしたものは持ち込まないことだろうと思うんです。持ち込まなければ、それをどうするかという問題はもう一つ残るわけでございすが、それは共済、現在また共済の中で御議論をいただくことだろうというふうに思いますけれども、一元化をしましたときにはそうしたものは持ち込まないことだろうと思ひます。

ただ、一つ、恩給の問題がございまして、これは、これから年金に加入される方というのはこれはもう関係ない方だというふうに思ひますが、過去になられて、現在七十歳以上ぐらいの人の場合にごく一部入っている、あるいは八十歳以上の方であればもつと入っているというようなことがございまして、これらの点をどうするかという問題も残るといふふうに思ひます。

○浅尾慶一郎君 時間が参りましたが、是非そういうことも含めて実現をしていただきたい。冒頭申し上げました五つの矛盾を解決して、いわゆる今の年金が抱えている五つの矛盾を解決するのが本当の百年の計だといふふうに思ひますが、その点について、それが百年の計かどうか、大臣の所見を伺つて質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣坂口力君 年金制度はどんな形にするにいたしましても負担と給付が付いて回ることだけは間違ひのない事実でございすが、そこをトータルで見てどうかといふことを押さえていかなければならないといふふうに思ひしております。

今までは五年ごとの再計算ということで見えてまいりましたけれども、将来の問題として予測のできるもの、できにくいものも確かにあります。予測ができれば数値が変わるということもそれは起こり得ることでございますから、そこは十分に気を付けていかなければなりませんけれども、長期展望の下に今回は作らせていただいたということでございます。

確かに、働いております場所が変わりますと年金が変わるといふことは現在あり得るわけですが、それは共済と厚生年金との間であり、あるいは自営業者になれば国民年金になるということでございます。共済の三号被保険者の問題も、これも個人単位で年金を考へるか、それとも世帯単位で考へるかということと関連するわけでございすが、これは今後の年金改革の問題として残した問題といふふうに思ひしております。

それから、世代間の問題につきましては、これ今回もかなり若い世代の皆さん方をお願いを申し上げなければならぬ点があるわけでございすが、しかし、過去の問題としてもう既に済んでいる部分もございすが、世代間の格差といふものを完全にこれを解消するといふことはどんな制度を作りましてもなかなか難しい、できにくい問題だといふふうに思ひしております。

それから、この未納問題につきましては、これも今後もし起り得ることでございますので、これは運用の仕方としても起らないようにどうしていくかといふことを徹底してやっていかなければいけません、制度もさることながら運用面のまずさといふことがあつたことも事実でございすが、そこをひとつ徹底的にやっていきたいといふふうに思ひしております。

以下、五割の問題につきましては、先ほど御質問いただきましたので割愛させていただきます。○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。まず冒頭、先ほど浅尾委員からもございまして、けれども、私も今日の朝刊を見まして、この日齒

の問題に絡みまして厚生労働省の幹部が現金を、詳しい経緯はまだ捜査中のこととございすが、私もつまびらかにいたしませんけれども、先ほど大臣おつしやつたように、もしこのことが事実であれば、捜査中の問題であつて警察の手、司直の手にゆだねられている案件ではございすが、私も、厚生労働省としても厳正なる対応を取つていただきたいといふことを、私の方からも改めてお願いをしたいといふふうに思ひます。

それから、これは今日の通告の質問とはかわりがないんですけれども、一昨日の当委員会で私は、小泉総理御出席をいただきまして、年金教育の重要性についてお訴えをさせていただきました。総理からは若干つれない御答弁であつたわけでございますが、私は、これは大臣には御理解賜つていると思ひますけれども、私は年金教育は実は非常に重要であるといふふうに思ひしております。

私は現在参議院で最も若い議員の一人でありまして、この私の周辺に、友人等に話を聞きましても、やはり二十歳から年金に入らなければいけないといふ意識が二十歳のころなかつたという方がほとんどでございます。もつと言ひますと、二十歳を超えた後に、大学生でいいますと大体三年生以上になるわけでございすが、友人と、大学の友人とこの年金に入らなきゃいけないとかいけなくないとかといふことで話題になつたこともほとんどないといふ方が非常に多いわけでございまして。

私は、今日はやりませんが、いざれ二十歳以上の学生と年金の問題についてはちよつと集中的に質疑をさせていただきたいといふふうに思ひしておりますけれども、今日最後に、これは質問でも何でもございせん、御指摘申し上げたいのは、大臣は当然も御存じの話ですが、社会保険庁が平成十四年に行いました調査、国民年金に加入をしている方々、これは多分十万人以上、十一万人ぐらゐに調査をしているといふふうに思ひますが、毎回、のうち、先日申し上げたとおり、受給に最低二十五年必要だといふことを知らなかつた人が

四〇％、それから六十歳から六十九歳まで任意加入できることを知らない人が六八％、物価が上昇すれば受給額も増えるといふことを知らなかつた人が五二％、また、基礎年金部分について国が給付の三分の一を賄つている、負担をしていふといふことを知らなかつた人は五八％、約六割、そして障害基礎年金が受け取れるといふことを知らなかつた人は五一％と。ほとんどの実は数字で、加入をしている方でも半数以上の方が残念ながらこれらの国民年金の特徴について御存じがなかつた。

私は、これは二十代だけ取り出したサンプルを見ておりませんが、若い人になればもつとこの数字は増えるといふこととございまして、大臣、私は、厚生労働省が、特に平成六年前後から、若い人への年金教育も力を入れようと、また一般国民全体に対しても幅広くこの年金の必要性について広報しようといふ努力をされてきたことは私は認識をしておりますけれども、それが今まで十分であつたかといふと、こゝろいつた数字を見ますと不十分であつたと言わざるを得ないわけでございまして、総理は小学生に年金の話してもそんなの分らないだろうといふ、そういうことばかりおつしやつていましたけれども、私は資料としては中学、高校での年金教育の数字を出しましたし、是非、少なくとも現状よりは高校辺りでの年金教育等についてはもつと力を入れていただきたい。これはもう当然文部科学省の全面的な協力を得なければいけないわけですが、それを冒頭に要求をさせていただきます。

それで、今日の質問に移らせていただきたいと思ひますが、先ほど浅尾委員の方からは失業率の問題等々からお話があつたと思ひますが、私は、政府の今回の与党案、当然、私も与党年金改革協議会のメンバーでもございまして、強く支持する立場からあえて質問をさせていただきますが、この政府・与党案の前提の一つに出生率がございまして、これは、政府の想定では一・三九以上に回復することを前提に試算をされていふわけで

ございますが、現在の出生率は、特殊合計出生率は一・三二でありまして、このまま超少子高齢社会が進行すると、先ほどの話ではございませぬけれども、年金給付水準を守れなくなってしまうのではないかと指摘があるわけでございます。

最近の動向を見ておきますと、少子化が大変進んでおります。東京都におきましては一・〇を切るというところが自治体によっては出てきておりまして、これは先日のNHKニュースでも報道されておりましたが、渋谷区で、渋谷区が全国最低なんです、出生率が。〇・七五、目黒区が〇・七六と。逆に九州、沖縄方面が非常に高い、上位大体十位以内がそちらの自治体になっているわけでありまして、こうした都市部で一・〇を切るような状況の中で、全国平均で一・三九ということを前提に今回の政府・与党案はできているわけでございますが、この一・三九を実現していくためには、景気が良くなるということも必要ですが、やはり政府の側の少子化対策というものがもっと拡充をされていかなければならないというふうに思っておりますが、まず冒頭、大臣のこの少子化対策への御決意を、今の私のお話も踏まえて伺いたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 現在結婚をしている人たちが二人ずつお子さんを産んでいただくということになりますと、結婚しない人もおりますし、結婚しても生まれたい人もありますから、それで約一・五になる。また、皆さん方何人お子さんを欲しいですかということをお聞きをして、その皆さん方の出している回答からいいますと、大体平均しますと一・五になる。その何人欲しいかという質問に対しては二・五人ぐらいになるわけでありまして、しかし現実問題としては一・五ぐらいになっていくということでございます。一・五という数字が本当は目標に掲げたい、少なくともそれぐらいは目標に掲げたいわけでございますが、しかし現実にはなかなかそうもいかない状況にございます。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

これは、政治の方だけの問題ではありませぬし、皆さん方のお考えにもこれはよるわけでございますが、少なくとも、産みたいけれども産めないと言っている皆さん方に対してどうおこたえをしていくかということがこの少子化対策だろうというふうに思っております。

したがって、その少子化対策に対して何が一番必要なか。ここは、日本の中ではそこがまだちょっと不十分でございます。スウェーデンに私も参りましていろいろ向こうの勉強させていただきまして、向こうの方はそれぞれが、それぞれといいますが、その国の中でそれぞれの政策がどういふ少子化に影響を与えるかということの数値を出しておみえになるわけであります。これ、なかなか今までの積み重ねがなければできないことだといふふうに思いますけれども、やはり少子化対策に対してはどういう政策手段を取ればだけの回復を、少子化を回復させることができ得るかという研究もこれからきちっとしながら政策判断をしていかなければならないと思っております。算の中で間違ふことになってしまふというふうに思っております。

しかし、そのスウェーデンでも、〇・三は回復すると思つて導入しましたものでも〇・二しか回復しなかつたというケースもあるようであります。そのときには何が要因で所期の目的を達することができなかったかという、これまた解析をおやりになつておられる。そうしたことの繰り返しの中からどういふ政策を選択すればいいかということを出しておみえになりますので、そうしたことをひとつ日本の中もしっかりとやりながら、そしてこの少子化対策というものを充実させていくということにしなければならぬというふうに思っております。

○遠山清彦君 大臣、今スウェーデンのお話をされましたけれども、私も昨年スウェーデンへ行きまして、主に若年者雇用の問題についてスウェーデン政府の関係者と懇談をさせていただいたんですが、私もスウェーデンの様々な社会保障分野に

おける政策には感銘を受けておりますが、ただ、スウェーデンの場合は、消費税も二五％程度で、国民負担率は現在の日本の三六％前後と比べますと七五％以上あるということ、いろいろな国の財源上の前提が違うのかなと思つていますが、そこで、私、その財源のお話にちよつと今日は入りたいと思つてます。

まず、私は、今の政府の社会保障政策の中で、特に社会保障給付の面に着目をいたしますと、少子化対策の優先順位がまだまだ低く扱われているのではないかとこのように思わざるを得ないわけでございます。

ちよつと古いデータで恐縮ですが、平成十三年、社会保障関連の財源は実に九十・四兆円になつております。そのうち、社会保障給付は八十一・四兆円の規模に全体でなつておられるわけでございまして、例えばこの社会保障給付総額のうち、年金給付を始め、老人保健給付費、医療分です、老人福祉サービス給付費、高齢雇用継続給付費等の高齢者に対する施策関連でこの八十一・四兆の何％を使つているかといつても、六八・七％、つまり高齢者関係の施策はこれの八十一・四兆円の実に七割近くのお金が充てられていくということでございます。それに比べまして、医療保険の出産育児一時金あるいは児童手当、児童扶養手当、保育所運営費等々の児童・家族関係の給付費の割合を見ますと、驚くべきことに三・七％しかないのでございます。

私は、この数字を出すことで、決して高齢者への政策を弱めなさいいけないということを言うつもりはございません。高齢化社会で寿命が延びておられますので、それはしっかりと対応していかなくてはならないと思つておりますが、しかし、こゝろやつて数字で見ますと、やはり高齢者に対しては七割、少子化対策で家族関係、児童関係三・七％、四％以下。聞くところによりますと、国によつてばらばらなんです、スウェーデンも含めて他の先進諸国ではこの数字が一〇％程度はあるというふうに聞いておられるわけです。

それからもう一つ、大臣、最近私が聞いたニュースで驚いたのが、オーストラリア政府が、オーストラリアは七月から予算年度が始まる国でありまして、二〇〇四年度の予算案を出したわけでございますが、タイトルがモア・ヘルプ・フォー・ファミリーズと、家族への支援をもっと厚くというのが予算案全体のタイトルになつておりました。当然、予算規模とか人口規模とか、いろいろオーストラリア、日本と違いますので単純比較はできませんけれども、この目玉となつておりますのは、オーストラリアでは五年間掛けて百九十二億ドル、オーストラリアドルですね、これは日本円で一兆五千億円相当になるわけですが、オーストラリアは人口二千万の国ですから、それで目玉が出産手当なんです。これを今年度からお子さん生まれた御家庭には三千ドル、これ二十三年間出します。二年後にはこれを四千ドル、三十一万円にします。さらに、二〇〇八年には、四年後には五千ドルまで上げると。三十九万円。しかも、私、驚いたのが、所得制限一切なし。ですから、所得の、年収の多寡にかかわらず、子供さんを一人生まれた御家庭には一律に政府が三千ドルから四千ドル、五千ドルと上げていって出しますよということをお話しておられます。

それ以外にも、オーストラリア全土で四万の託児所の増設とか四千の家族デイケアセンターの増設等々が盛り込まれておられて、非常に感銘を受けました。ここまで少子化対策を頑張る姿勢を示せば、オーストラリアも、大臣御存じのとおり高齢化に悩んでいる国であります、大きく一歩踏み出したなという感じがしております。

そういう中で、大臣、先ほど申し上げました四％こそこの少子化対策では、財源上ですね、非常に不足しているのではないかとこのように思つてきて、政府の財源も、まだまだ非常に厳しいわけでありまして、二〇一〇年代のプライマリーバランス黒字化に向けて歩み出しているわけでございますが、その中で、是非ともこの少子化

対策、力を入れていただいて、このパーセンテージを私は個人としてはできれば倍にしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) この児童・家族関係いわゆる給付費と言われますものは、今お話ございましたように約三兆円、三・七%でございますし、それから高齢者関係給付費は五十六兆円、その全体、先ほどお話ございましたように六八・七%を出している、国費で出しているわけでござい

ます。単純な比較だけではいけないというふうに思いますけれども、高齢者の場合にはそれだけのいろいろの手を差し伸べなければならぬ分野もありませんし、これからまた高齢者が増加してくることも紛れもない事実でございますから、これをそんなに削るということもなかなか難しいわけでございますが、しかし、ある程度の抑制はお願いを申し上げたい。それは、社会保障費として抑制するの、それとも、その中で所得のある皆さん方につきましては税でそこを還元をしてみようのか、いろいろのやり方があるというふうに思いますが、ここはやはりいろいろの検討をしなければならぬ課題であるというふうに思っております。

いづれにいたしましても、この少子化と申しますが、児童あるいは児童を抱える家庭、それに対する支援をどうしていくかということが今後の一つの大きな課題になってまいります。しかし、日本の財政全体が非常に厳しい中でございまして、そう多くをなかなかここで望むわけにはいきませんけれども、これに対して、ここに使います予算をどこからどう作り出していかかという知恵を絞らなければならぬときに来ているというふう

に思っております。少子化対策というふうに言いましたときに、一応、少子化になるというのを前提にして、その上でその社会をどう維持していくかというのを考えるのか、それとも少子化そのものを何とか食い止めるという対策をするのかという、両面あるというふう

に思っております。対しまして様々な施策の組合せによってやっていく以外にないというふうな思っております。個々の分野に対しては、各分野において施策をちりばめていくというものがこれからの施策ではないかというふうな考えております。

○遠山清彦君 大臣の御答弁の最後の部分というのは、私がちょっと飛ばした質問にかかわるところで、理念的なお話なんです、やはり我々この年金問題考えたときに、大臣正におっしゃったとおり、少子高齢化社会がもうこのまま進行していく、深刻化していくことは避けられないので、それに耐えられる例えば年金についても制度設計にしようという発想でいくか、それとも、やはり同時に、恐らく今回政府・与党が出している制度設計というのは正に、過去、この十年間、政治の混乱もございました、景気の低迷も長く続いたというところもございましたけれども、年金の根本的な制度設計に手が付けられてこなかった。これはやはりある意味、約十年間抜本的には手を付けていなかった、今回しっかりとやらうということ

で政府・与党案を出したという意味で、我々は抜本改革だというふうな思っているわけでございますが、しかし同時に、この少子高齢化の流れを逆転をさせるための施策を総動員をしていかないと、この今出している案の前提も崩れてしまうというところは私も問題意識としてありまして、ですから今日こういう質問をさせていただいているわけなんです。

そこで、あと二つ、ちょっと時間あるかどうか分かりますけれども、具体的に、具体的な施策として少子化対策なんです、一つは、やはり女性の社会進出が進んでいく中で、当然政府もそれを支援しようという動きになっていくわけですが、男性が一方で働きながら育児支援に参加すべきであるということが言われているわけでございます。次世代育成対策の関連三法案が国会でも出ていて、ちょっと今衆議院の方でどうなるか不透明な状況になっておりますが、育児・介護休業法の改正案も出されております。

これは数字を見ますと大変厳しいものがござい

ます。男性の育児休業取得率であります、これは実に〇・三三%というのが現状でございます。厚生労働省が示した企業に対する計画策定例、例です、例示としては、専業主婦を妻に持つ男性も産後八週間は必ず育児休業が取れるようになることを周知徹底するべきだということも言われておりますが、実態はかなり懸け離れているわけでございます。

さらに、もっと申し上げれば、経済界の方も男性社員が育児休業を取ることにも必ずしも積極的とは言えない状況でございます。昨年、次世代育成支援対策推進法が成立した際に、地方自治体と従業員三百名以上の企業については特定事業主行動計画の策定を義務付けられて、子育て支援がしやすい環境づくりの整備を促したわけであり、それが、その中で育児休業の取得率について目標を掲げた行動計画をしっかりと届け出なさいということとを最初に言っていたわけであり、実際に、経済界の反対で、策定しましたよという事実の届出のみ、それから、企業側の行動計画の内容については公表しないと。結局は、中身の実効性については全然担保が取れないような形でこの次世代育成、スタートしたんです。

私、思うんですが、今この年金の改革の問題でも、財界から給付をもっと抑制して、負担も抑制してという話がいろいろ出ているわけであり、けれども、それはそれとして自己完結の議論としてあるのかもしれませんが、しかし一方で、男性社員の育児休業について余り御理解をいただかず、この〇・三三%の状況でございます、仮にお子さんが欲しいという家庭、平均して先ほど大臣からもありました一・五人と言われている、結局は御主人の、夫の関係で断念をするということになりかねないというふうな思っております。私は、男性の育児支援がもっとしやすくなるような政策、ある面や強気でやっていかないと、いけないと思っております、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠善君) 男性の育児休業を中

心にした企業風土の改革という問題であるのかと思っておりますが、御指摘のとおり、少子化というのは企業自身に対しても労働力の確保でありますとか市場規模の縮小といったことで大変大きな影響を及ぼすものというふうな考えられておられますので、是非とも企業に取り組んでいただきたいというふうな私も思っております。

今、るる御説明ありましたように、次世代育成支援法を策定する段階ではいろんなやり取りがございました。企業の雇用管理との関係、自主的な雇用管理を余り阻害してはいけないというふうな議論があつたことは確かでございますが、この法律に基づく計画をこれから一年掛けて今作るところに差し掛かっております。

実は、昨日付けで全国の経営者団体等七十団体を支援対策の推進センターとして指定をさせていただきまして、こういったところ、行政ももちろんやりますが、こういった自ら、経済界自らにもお骨折りをいただいて、この計画の策定作りに取り組んでいくということを今本格的に進めておるところでございますので、こういった中で企業風土の改革ということを旗印にこれから鋭意努力してまいりたいというふうな考えております。

(理事武見敏三君退席、委員長着席) ○遠山清彦君 最後の質問になるかと思いますが、今企業の文化変えなきゃいけない、これはもう本当、何度も何度も、政府も国会もやっていかなきゃいけないことだというふうな思っています。女性の育児負担が非常に重く受け止められているという中で、かといって国が、大臣もよくおっしゃいますけれども、国が女性に子供をもっと産みなさいと言えないわけですから、これはもつと女性が産みやすい環境を整えなきゃいけない。最後に、私、これももうお答えいただかなくていいんですが、不妊治療も非常に重要だと思っております。これはもう生理的、生物学的な問題になるわけですが、お子さん欲しいという家庭が多々、今十組に一組の若いカップルは不妊に悩んでいるというふうな言われております。今年

から、大臣からも御尽力をいただきまして、年間十百万円の助成を二年間不妊治療に充てるというところが出ておりますが、私が調べたら、四一・九%の不妊治療をやっておられる御家庭では、コストが百万円以上掛かっているというデータがございます。まして、保険適用をしてほしいという声は相変わらずあるわけでございますし、また、十百万円二回じゃ足りない、もっと拡充してほしいという声もあって、私も実情を見ますと、もっとやっぱり支援する必要があるのかなというふうに思いますので、この点も検討していただいで、是非ともこの少子化対策もつと力を入れなければ、政府が今回の年金改革法案の前提にしている出生率一・三九の回復が難しくなってしまうことを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に、先ほど議論がありました問題、ちよつと通告ありませんが、一言お聞きしたいんですが、七十五万人厚生年金の加入者が減少すると、これらちよつと五割を切るという御答弁がございまして、これ七十五万人というのは大丈夫なんだと、これは頑張るんだというお話でした。しかし、五年前の再計算のときに、これは厚生年金の加入者の数字測しております。このわずか一年後に予測よりも二百一十万人下回っている。それから、二〇〇一年には二百七十二万人厚生年金の加入者下回っているわけですか。

二百万人単位で計算違い、見込み違いをしておきながら、七十五万人減ることはないんだということ、私は、私はどう考えても納得できないんですが、大臣、いかがですか。この実績から見れば、私は、七十五万人、見込み狂う、あつてはならないことではあります。そういう危険性は極めて高い、そうならば、ちよつと六十五歳の支給開始時点から五割を切るということになるというふうに思いますが、大臣、お答えいただきたい。

とおりでございますが、今回の財政再計算は、その実績を基本にして、将来の将来推計人口、あるいは労働力率、被保険者数ということで推計をいたしております。それから、七十五万人という数字は、あれは経済財政諮問会議自身の数字でございます。それで、経済財政諮問会議で経済産業省が御説明をされた数字でございますけれども、一三・五八%の保険料率を一律に一八・三%に引き上げる、そういう前提の数字でございます。したがって、一年間で約四・八%保険料率を引き上げるという数字を、それまでのある時期の、今申しましたような負担と、それからいわゆる雇用者数といいますが、これは逆でございます。雇用者数が増えるときのデータに対処して出されたものでございます。私どもの今回提示を申し上げておきます保険料率の引上げにつきましては、年〇・三五四%ということで、相当の期間を掛けて引上げをお願いするというところでございます。私どもとしては、基本的には、その間の日本経済の成長、その中における雇用の問題という形になってくるのではないかとこのように考えております。

○小池晃君 いや、私はそんなことは聞いてないで、七十五万人の数字の是非を言っているのではないんです。二百万人単位で前回見込み違いが起きている。それとは違うんだと言われども、どこが違うんですか。全く、前回は踏まえてまたやつたと言われども、前回二百万人減っているのに、今回は大丈夫ですと。

大臣、私、お聞きしたい。率直に国民から見れば、前回、五年前だってこれだけ見込み狂つたのに、今回は大丈夫ですと、七十五万人減ることはないですと、見込み違いは絶対ないというふうな胸張って言えるんですか。私は、国民から見れば、先ほどのやり取りを聞けば、これは五〇%切る危険性は極めて高いんじゃないかと率直に皆さん思われると思えますよ。大臣、そう思われませんか。

○国務大臣(坂口力君) 今おっしゃいました七十

五万人なり百万人の問題は、それはそうした経済の動向によりまして起り得るときもあるだろうというふうに思いますけれども、それは一時的には起つたといつても、それが連続してそれが続いていくことは考えられません。そしてまた、先ほどから申し上げておりますように、現在の人口動態からいまして、これから労働力人口が減少していくわけでありまして、その減少分につきましても十分計算の中に入れておられることを申し上げておきます。

したがって、そうした計算も行いながら、そして過去に予測をしたのを違つたことも計算に入れながらこの再計算を行っているということでありまして、先ほどの御質問は、それに更に輪を掛けて、それにプラスして七十五万人なり百万なりが更に減つたらどうだという、こういうお話でございまして、それは御質問としてそれにお答えをしなければなりませんから、お答えはいたしたけれども、決して五〇%を下がると思つてはおりません。

○小池晃君 五年前も大丈夫ですと、こういう数字ですと、今回も大丈夫だと言つておられるけれども、七十五万人割つたらこうなるんだという指摘なわけですから、私は今のは全然国民から見れば説得力ないというふうに思えます。ちよつともう一回改めて議論したいと。

続けて、厚生労働副大臣の年金保険料未納問題についてお伺いをしたい。

森副大臣、確認したいんですが、御自身の未納については、四月十四日の衆議院厚生労働委員会の時点でこれ把握していたということよろしいですね。

○副大臣(森英介君) そのとおりです。

○小池晃君 さらに副大臣は、先日の記者会見で、坂口大臣に報告したというふうに発言をされておられます。坂口大臣に報告したのはいつですか。

○副大臣(森英介君) 私のその事実関係が判明いたしました。でも、大臣も大変お忙しくて、私の記憶で、委員会が始まるその前か何か、私は、実は私もこういうことになっておりました。これを私は御報告したつもりなんですけれども、今から思いますが、大臣はいろんなことがある中だったものから、私が自分のことを申し上げていると認識されてなかつたんじゃないかなという気がいたします。

そういう意味で、ちよつと若干私が御報告申し上げた、説明申し上げたことと結果的には違つたことになってしまつております。

○小池晃君 ちよつと何かすごいことを言い始めましたが、四月十四日の委員会の前に言つたといふんですね、大臣に。

○副大臣(森英介君) いや、それはいつか覚えておりませんが、少なくとも四月十四日以前にはありません。

○小池晃君 それじゃ、大臣にお聞きします。森副大臣から副大臣の未納問題をお聞きになったのはいつですか。

○国務大臣(坂口力君) 委員会の席上だったというふうに思いますけれども、森大臣から、自分の年金の問題についても今調べておられますと、機会を見て発表したいと思つて、こういうお話がございまして、是非そうしてくださいということをお願いしております。

○小池晃君 いや、未納期間があるということはお聞きになつたんですか、ならなかつたんですか。

○国務大臣(坂口力君) 委員会と並んで隣の同士の話でございますから、そんな詳しい話はお聞きはいたしていませんが、しかし、調べて時期を見て発表したいというふうにおっしゃつたことは事実でございます。

○小池晃君 調べて発表したいということは、これは未納期間があつたということですよ。こんな大事なことを委員会の席で、ちよつと何というんですか、世間話みたい聞いて、定かには覚え

たんですから、そうしてくださいということをご申上げたわけで、それは別に何ら問題ないと思ひます。

○小池晃君 大臣は、この副大臣が保険料を未納していたという情報は、衆議院の委員会質疑、採決の前までに国民に対して明らかにするべき重要な情報だという認識を持っていなかったということですね。

○国務大臣(坂口力君) 副大臣は両副大臣もおみえになりますから、それぞれの副大臣にもお調べをいただきたいというふうな思ひでおりました。したがって、それは両副大臣とも、あるいは政務官も含めてお調べをいただいたわけでありまして、森副大臣は少し早めにそうした、自分も今調べているということ連絡を、連絡と申しますか、お話をいただいたということ先ほどから申し上げているわけでありまして、私、事実経過聞いてるんじゃないんです。

この担当副大臣が保険料未納の可能性があったら、極めて重大な情報なんです。それは、そのことを国民に明らかにしないまま委員会採決するなどということは許されたいはずなんです。しかし、大臣は委員会採決までそのことについて、これは国民に対して明らかにするべきだと、これは急いでやらなきゃいけないと、そういう認識持っていたんですか、いなかったんですか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、五月に連休が終わりましたどの時点でございませうか……(発言する者あり) いやいや、それは四月の段階のところでは、それはお調べになるということございませうから調べてくださいということ申し上げたわけでありまして、調べないと分からないじゃないですか。

○小池晃君 答えてないんですよ。大臣、調べるといつたって、こんなの、副大臣ですから、厚生労働省の副大臣ですよ。一日でも、何分間で分かる話じゃないですか、すぐに聞けば、それを二週間にわたって調査中だということ

とで済ましていいような情報だったんですかと。大臣は、だからこの問題は採決までに国民に対して明らかにすべき情報だという、そういう認識だったんですかと、この一点についてお答えを。

○国務大臣(坂口力君) 副大臣でありますから、お調べをいただきたいというふうな思ひでおりました。そしてまた、いつの時点かは御本人が決めることでありますけれども、それは発表していただきたいということをお申し上げていたわけでありませう。

○小池晃君 未納を五月十三日まで隠し通してきた森副大臣の責任も重大ですが、今日の質疑を通じて、それを知らずながら、未納の可能性がというふうに分かりながら衆議院の採決が終わるまで明らかにさせようとなかった、私は厚生労働大臣の責任問題にこれはなってきたというふうな思ひます。これは、引き続きこの問題は追及していきたい。

それから、年金積立金の浪費の問題についてちよつと残る時間でお聞きしたいんですが、グリーンピアの問題ですけれども、これ全施設を売却するというふうな決めましたけれども、これ今浪の施設の一部だけであります。そのほかはそれぞれの自治体と調整中というふうなされてる。今日お配りした資料、これは私が自治体議員や地方自治体からお尋ねした資料なんですけれども、これは既に売却をしている二施設に加えて、私が今回調査した結果、売却見込額が出ていること、これは大体七か所あります。これ合計しますと、九施設で建設費が千九百九十四億円、修繕費と維持管理費で百三十三億円、合計千三百二十七億円。これに対して売却予定価格は合計三十二億円で、建設費と維持費を合わせた合計のわずかに二・四%の売却額にしかなってない。十三施設中九施設の分だけでもうこれ年金保険料約一千三百億円が消えてなくなる、今、こういう売却の状況になつてると。

局長、簡単にいいんですが、このグリーンピアの売却を取り巻く環境というのはこういう厳しい環境にあるという御認識ですか。○政府参考人(吉武民樹君) 売却予定額につきましては、自治体を中心に引受けをしていただくということをお考えしておりますけれども、自治体が引受けができない場合は民間譲渡ということで、その場合には入札方式を取りますので、売却予定額自体は公表をいたしております。それから、基本的には直近の鑑定評価額に従いまして自治体には参考価格を示しております。自治体の方で現実にはその譲渡を受けるといふことをお決めになりますと、その時点で一度直近の鑑定評価を行うという形でございます。

鑑定評価の点で申し上げますと、御案内のとおり、最近では収益還元法といふんですか、この施設自体の将来の収益を現在の価値に還元するというふうな考え方、あるいは周辺の同様の価値があるものをどう考えるか、あるいは現実は今再建設しましたときにその価値は幾らあるかというふうな、こういう幾つかの評価法がありますので、この評価法につきまして、鑑定に専門家に二社を選びまして鑑定をしていただくという形でございます。

現実には、グリーンピアはある程度時間もたつておりますし、そういう意味で現実の、今申しましたような鑑定をしていただく、鑑定評価額が下がってきておるといふのが現実の姿でございます。

○小池晃君 厳しい環境だということをお認めになつた。大臣、こういう状況になつていて、この責任について、大臣、どのようにお考えですか。○国務大臣(坂口力君) これ、売却が済みましては、まだ三か所ありますから、そのほかのところはどれだけの額になるかということ、これ、ここにはえらい数字まで書いてありますけれども、これからの話でございますから、これはまあ分からない将来の話と思ひます。

ただ、この建設費を丸々そのまま売却をして得られるというふうには、それは思っておりませ

ん。もう建築いたしましたから何年間もこれは経過しているわけでございますしいたしますから、その評価というのは多分下がっていることは事実でございます。その間、様々な利用もしてきたことは事実でございますから、そうしたものを織り込んでこれからどうしていくか。

しかし、このグリーンピアができました最初のその意向というのは、それは国会でもいろいろ議論をされて、そして附帯決議が出たりもいたしまし、その中でこの施設を中小企業を始めとするなかなかそういう機会に恵まれない皆さん方のためにこれは使うということでしたわけでありませうから、私は、今後でもできるだけ地元の方々に使ってもらいたいということが前提条件というふうな思っております。

そこを抜きにして、例えば産廃業者のような方も買いに来ていただいたりしております。しかし、何でも高く売ればいいというわけではない。私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうな思っている次第でございます。

○小池晃君 この売却については、いろいろと地元にお聞きすると、道や県はほとんどお荷物引き受けたくないというふうな言つていて、その結果、財政力のない市町村に押し付けられている。市町村からは悲鳴が上がっているという実態もある。年金掛金使用しながらこれだけ無駄遣いをやり、赤字になつたら売却だということでも市町村に破綻のツケを押し付けると、非常に二重三重に無責任なやり方だということをお申し上げたいと思ひます。

ハンディタイプタイプの保険料の徴収員が持ち歩く端末などですが、一台十七万六千円、全体で二千五百七十四台購入して、総額四億四千六百万円、この金額が国民の年金保険料から支払われている。

配付資料の三枚目に経過が、社会保険庁からいただきましたが、これは二〇〇三年の三月十一日に事務連絡で各事務所に年度内に機器導入を終えるように指示をして、この三月十一日から三月末日までのわずかの期間で三百十二か所の社会保険事務所がすべて個別にカワグチ技研というところと随意契約を結んで、そしてすべて期限内に購入したという、そういう経過なんです。

私は、これは社会保険庁が指示でもしなけりゃこんなことになるはずがないと、ところが、社会保険庁は一切指示していないというふうな私に説明している。しかも、このカワグチ技研というのは、繰り返すけれども、社員七名、資本金一千万円の会社だ。こういうところに、社会保険庁がゴーストもなしに、四億円ものシステム開発費が掛かっているんです、こんなことするんだらうか。社会保険庁が組織的に関与することなしに、七名の社員でわずかな期間で稚内から石垣島までのすべての社会保険事務所と個別に随意契約を結んで契約、納品する。

大臣ね、これ常識的にはこんなことあり得ないと、思いますが、大臣、いかがですか。——ちよつと併せてお聞きしますからお答えいただきたい。しかも、これはこれだけじゃないんです、問題。調べていくといろいろと驚くべき事実がある。カワグチ技研というのは、これは金銭登録機のほかに、バイオという伝票類の専用のプリンター、これを社会保険庁とリース契約しています。これがやはり全国の社会保険事務所とそれから地方自治体に配置されて、これ五年間で二十二億七千万円、見積価格のまま随意契約をされております。実際にこれは使用されていないというところが新聞でも取り上げられています。しかも、このカワグチ技研という会社には関連

企業がございいます。カワグチ技研の代表取締役は川崎義幸さんという方です。ところが、この人はニチネン企画という会社の監査役で、フォーム印刷社という会社の取締役なんです。ニチネン企画というのは、これは社会保険庁と出版物なんかの印刷でこれはやっぱり随意契約をしていて、契約高は五年間で十億八千五百万円。それからフォーム印刷社というのは、これは単年度でだけれども一億数千万円の契約がある。年金に関する帳票の印刷までやっている。すべてこれ随意契約なんです。これを全部合わせると、この関連企業で三十九億円の費用になる。しかし、カワグチ技研の社員数七名、ニチネン企画は十四名、フォーム印刷七名、延べ二十八名で年金絡みの三十九億円の受注を受けているんですね。私は、これは一人当たりにするで一億四千万ぐらいになるんですが、これ極めてこの三企業と社会保険庁の関係、私は異常なものを感じる。

大臣、いかがですか、この関係に極めて異常なものを感じる。私はこれを徹底的に調査すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) この議論は衆議院の方でもかなりたくさん出していただきました。

○小池晃君 全体、やってないです。

○国務大臣(坂口力君) 全体、いやいや、出ております。

そうした中で、私がそこで申し上げましたのは、確かにこの随意契約という契約の仕方というのは好ましくないということも申し上げたいわけでありまして、社会保険庁の方に言わしめれば、いろいろの理由があつたというふうな言うんでしょうけれども、しかし、第三者的に見れば、随意契約でこういうふうな全国にやっているとすることは良くない。したがって、今後は随意契約をやらぬということをやってほしい、こういうことを今申し上げているわけでありまして。

○小池晃君 そんな一般論を聞いてるんじゃないんです。随意契約の在り方の問題じゃないんです。年金ファミリー企業というのはそういう実態

じゃないですか。こんなことを放置していいのかと。

私、これだけの特別な関係を持っているのであれば、私は、厚生労働省関係者がこうした企業とつながりを持っているのかどうかというの徹底的に調査すべきだということに思いますが、大臣、最後に、これ、厚生労働省からの天下りがこの三企業にあるのかどうか。大臣、こうした疑惑に対して、人的関係について、厚生労働省として徹底的に調査すべきだということに思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 衆議院のときにもそういうお話がございまして調べましたけれども、厚生労働省から行っている者はおられません。

そして、これらの問題につきましては、先ほど申しましたように、そうした疑いを持たれないようにこれからどうするかということに結び付けていかなければいけないということも申し上げておるわけでありまして。

○委員長(国井正幸君) 小池晃君、時間が来ていますので。

○小池晃君 はい、はい。今の事実と違うと思えます。

この問題、課長以下も含めて徹底的に人的つながりも含めて調査をすべきだということも申し上げて、取りあえず午前中の質問を終わります。

○西川きよし君 よろしくお願いたします。

私の方から、まず冒頭、大臣に、通告はなかつたんですけれども、与党と民主党との三党合意について、今朝、朝刊を見させていただいて感じたことを少し質問をしたいと思つておりました。

与党からの具体案が出さなければ、その合意を破棄することもあるという記事が出ておりました、私は、国会でその協議機関を設置して、会派の枠を超えて将来の年金制度を真剣に議論していきましようということに大変大きな意味があると思つております。どうぞこの協議をこれからいい方向に持っていくてほしいなと。あえて無所属の立場から、是非今後の協議会の設置、そこでの議論、

是非とも実現をしていただきたいというふうに正直な気持ちであります。

やはり、政府・与党の立場からはできる限りの対応も国民が期待していると思つておりますので、まず冒頭、坂口厚生大臣の方から一言いただけたらと思つておりました。

○国務大臣(坂口力君) 三党合意と申しますか、民主党さんとの間でいろいろのお話合いが調いまして、衆議院の段階で合意をされました意義は非常に大きいと思つております。

今後、社会保障全体の中で考えていかなければならない問題がたくさんございます。これは、年金の将来像を考えますときに、年金だけではなくて、医療もあるいは介護も、その他の福祉も含めた形の中でこれから負担と給付をどうしていくか、やはり全体として考えないといけない問題がその中には含まれております。

年金だけを見ますと、負担と給付、これはどうしてもこれからの少子高齢社会にマッチをした負担と給付というのがあるわけでございますけれども、個人々々、皆さん方が出しているご負担も、同じ財布の中からは出しているけれども、全体としてどういふ形になるのかということが非常に大事でございます。

しかも、そのことについて、出し方も、それは保険料として出すのか、それとも税として出した方がいいのか。税であればどういふ税で出した方がいいのかといったことも含めて、トータルで御議論をいただいて、そうした中からまた年金の将来の在り方というものについての御提言があるということならば、そこは謙虚に耳を傾けなければならぬというふうに思つておるところでございます。

これからそうした場ができて、いろいろ議論ができれば幸いだというふうに思つておる次第でございます。

○西川きよし君 是非、この協議機関は大切に

ていただきたいというふうに思います。

そして、一昨日ですけれども、小泉総理大臣に自助、そして共助、公助というこのバランスについてお伺いをいたしました。今日のこの少子高齢社会を考えたときに、後々、本当に今の子供たち、そして孫の時代ですね、そういった子供たちに負担を掛けてはいけない。しかし、一人一人の立場に立てば、自分自身が将来設計として考えていた年金が下がる、仮にそういうことになれば、それは自助としてそのための準備が必要になるわけですから、ではその手だてを一体どうすればいいかということが大変難しいわけですね、みんながみんな自助ができるかといえばそうではないというふうに思います。それぞれお一人一人がいろんな理由があると思うわけです。そのためには私は、公助、公の枠組み、これをしっかりと準備していただきたいというふうに思います。給付は下がりますし、後はしっかりと頑張ってくださいというのであれば、全国お一人一人の方々は本当に不安が増幅するだけでありませぬ。

今日は坂口厚生労働大臣に、この自助と共助と公助のバランス、これがうまくいっているのか、現時点では崩れているのかというところを分かりやすく御答弁をいただけたらと思います。

○国務大臣(坂口力君) これは、人によりましてどういうふうにお感じになっているのか、それは違うだろうというふうに思いますが、御指摘いただきましたように、公助、共助、自助、その三つによって成り立っていることだけは紛れもない事実でありますし、これから先もその三つの組合せによっていかなければならないところでございます。

少子高齢社会というこの社会がこれからのように更に進んでいくのかということによってもこれは異なりますけれども、その中で、やはりこの負担をする、支える人たちの数が増えて、支える側の人が減るということは、やはりそれぞれ個人の自助というものにつきましても御理解をいただかなければならない社会だというふうに思っております。

りませぬ。

したがって、これはもうそれぞれの人生設計にかかわる話でございますから、早めいろいろとこれはお話を申し上げて、そして御自身で御努力をいただくことはお願いをしていくということにしなければいけないというふうに思っております。

したがって、今般のこの年金改正におきましても、公助と言われます部分、すなわちこの基礎年金の負担の部分につきましても、国の負担というものを三分の一から二分の一に引き上げていくこと。これはやはり国の方も、厳しい財政の中とはいえないながら、やはりきちんとやらなければいけないところだと思っております。

しかし、それぞれの共助、お互いもそれぞれに御負担をしていただかなければならないわけでございますから、これは今までと違って少ない人数で多くの人を支えるわけでございますから、御負担若干増えますことはお許しをいただきたいというのが我々の考え方でございますし、しかしそれぞれもまた将来に対してそれは備えをさせていただくということも、これはお願いを申し上げます。ばならないというふうに思っています。

バランスは取りながら、しかしバランスは取りまして、それでもなおかつ、これから先の生活といたしまして、今までのような調子にはいかないということでございますから、公助の方も共助の方も自助の方も、それぞれレベルアップをしていただくというところでバランスを取っていく以外にはないかというふうに思っております。

○西川きよし君 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

しかし、御答弁をお伺いしますと、なかなか難しいというところがよく御理解させていただきました。みんな力で合わせて頑張らなければいけない。

時間が短いものですから、これがもう最後の質問になるわけですが、まだまだ当委員会は長い、遠いスケジュールになるのではないかなと

いうふうに思いますので、全部質問ができない場合はよろしくお願いを申し上げます。

今度は副大臣に御質問をさせていただきます。

今御答弁をいただきました。一つには、元気で働きたい、そして働ける、そういう方にはできる限りしっかりと頑張らせていただく。私の周囲でも、本当に六十五歳でも七十歳でもお仕事をいらっしゃる方、たくさんいらっしゃいますし、お元気です。仮に働く場があるとすれば、自分は六十五歳と言わずに七十歳まで頑張りたい、その代わり働けなくなつたときには十分な年金をちょうだいするということになるわけですから、そういう選択があつても僕は大いに結構なことだというふうに思います。人生八十年時代と言われるわけですから。

今回、厚生年金にも繰下げ支給を導入するということでございますけれども、例えば現行の給付水準六〇%を維持したいと思えば、何歳ごろまで頑張れば、例えば六〇%、一生懸命働いて、何歳まで頑張つて働ければ、ただいまその六〇%を確保できるかなというのをまずお伺いをしておきたいと思ひます。後々のためにもよろしくお願ひいたします。

○副大臣(森英介君) お答え申し上げます。

今、委員御指摘のとおり、今後高齢期の就労が進んでいくことが見込まれます中で、引退年齢を自由に選択して、実際に引退した後から年金を受給することを望む方が増えていくことが考えられます。

そこで、今回の改正案におきましては、現行の六十五歳から一律に支給される老齢厚生年金につきまして、支給開始年齢を繰り下げることができるといふ仕組みを導入することとしたところでございます。仮に、基準となる前提で厚生年金の標準的な年金の水準が、これはモデル、いわゆるモデル世帯で平成三十五年に五〇・二%となることを予想しているわけでございますけれども、となつた場合に、繰下げにより現行の五九・三%の

水準の額とするためには約一八%の増額が必要となります。

そこで、加算額の算定方法など繰下げ制度の具体的な内容については法案成立後に検討することとなりますが、現行の老齢基礎年金の繰下げ制度と同様に、一か月、一月当たり〇・七%増しという設定をいたしますと、六十七歳二月、二十六か月分繰り下げるとほぼ同程度の増額となります。

○西川きよし君 ありがとうございます。

時間が参りましたので、午前中はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(国井正幸君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後一時二分開会

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、風間相君及び浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君、榛葉賢津也君がそれぞれ選任されました。

○委員長(国井正幸君) 休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○藤井基之君 自由民主党の藤井基之でございます。一昨日に続きまして、年金等三法につきまして質問をさせていただきます。

御案内のように、日本人の平均寿命、二〇〇〇年の数字で、女性は八十四・六二歳、男性は七十七・六四歳、正に世界一の長寿を誇っております。将来推計によりますと、この数字は、二〇二五年には女性は何と八十七・五二歳まで、男性も七十九・七六歳という正に世界一の長寿の地位を保つ、そのような経緯が想定されておるところでござ

ございます。

しかし、近年は、単なる寿命の長さを誇つてもしょうがない、その質が問題ではないか、こうされてきております。どうすれば充実した人生を少しでも長く送ることができるのか、一生の中で活動性の高い生活を行える期間を少しでも長くすることが非常に重要な課題ではないか、そのような認識が強くなっております。

WHOが、世界保健機構ですが、WHOはワイルド・ヘルズ・レポート二〇〇二におきまして、六十歳以降に健康で過ごせる期間につきましての報告をしております。それによりまして、我が国の男性は、六十歳以降健康で過ごせる期間は十七・一年だと、女性は二十・七年という数字が示されております。正に我が国の高齢者は、その健康状態は世界の最高水準なんだと、そういうことを示していると思えます。加えて、一昨年には健康増進法も制定されました。健康長寿社会づくりは重要な国策であります。厚生労働省は、健康日本21キャンペーンを推奨され、各種施策を実施に移されております。その最大限の努力とその成果につきまして、国民の一人として大いに期待を持っております。

しかし、その一方で、まだまだ健康で働く意欲も旺盛な元気な方々が定年であるとかリストラでやむを得ず職を離れ、また、再就職をしようとしてもなかなか職に就けないという深刻な状況が続いております。長年の経験、立派な実績を持ち、まだ働く意欲も元気もある方々が経済社会活動から離れてしまうことは我が国にとって大きな損失であり、誠に残念でなりません。かつまた、急速に進む少子高齢化により、現役世代人口が減少を続けている今、年金改革の視点からも、年金財政を支える世代の確保という意味からも、高齢者の雇用の確保は重要な課題であります。

そこで、本日は、高齢者雇用と年金という観点から御質問をさせていただきたいと存じます。

今回、年金三法としまして、その一つとして高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正

が提案されました、大臣から趣旨説明を受けました。旧厚生省と旧労働省が合体した厚生労働省となつて初めての年金制度改革、その感を強くした次第でございます。厚生労働省としまして、これまで以上に年金と雇用との関連性、両施策の連携の重要性を意識されたのではないかと考えます。

まず、年金と雇用という観点から、省内におきましてどのような検討が行われ、今回法案として提出されたのか、お尋ねしたいと存じます。

○政府参考人(吉武民樹君) 就労形態の多様化が進む中で、個人の就労を抑制することのない、あるいは個人の働き方の選択や、逆に企業の雇用形態の選択に対してもできるだけ中立的な年金制度を目指すということが求められているところでございます。

そこで、今回の改正に当たりましては、雇用政策と相まって、支え手を増やしていくための公的年金制度としての方策につきまして、労働経済を始めとする専門的な観点からの調査検討を行うために、学者、研究者の方の参集を求めまして、雇用と年金に関する研究会を開催いたしまして、最近における雇用の動向、それから年金制度との関係について議論をさせていただいております。この研究会は、事務局といたしましては、年金局とそれから旧労働省の雇用対応部局と一緒に事務方を務めさせていただいております。

その研究会の中で検討を行っていただきました事項は、短時間労働者の方への厚生年金の適用拡大、それから在職老齢年金制度の見直しという点について検討を行っていただいております。

この研究会の報告内容につきましては、その後社会保障審議会年金部会におきまして在職老齢年金制度の見直しあるいは短時間労働者への適用拡大の議論をしていただいておりますので、そこでも御報告をさせていただきまして、その基礎資料となつてきたところでございます。

○藤井基之君 二〇〇三年、昨年十月一日現在、六十五歳以上の方々の人口というのは二千四

百三十一万一千人、そう報告されております。これは我が国人口全体の一九％に相当いたします。それに反して、少子高齢化の急速な進行によりまして、若年層であるとか働き盛りの世代の人口は大幅に減少することが予想されております。二〇〇〇年、平成十二年ですが、八千六百万人、全人口に対する約六八・一％の方々、これに該当する方々が実は十五歳から六十四歳までの若者とか現役世代と言われる人口でございます。この数字が二〇二〇年には何と七千四百万人まで下がる、全人口に対する割合も六〇％にまで下がつてしまふ、そのような推計が厚生労働省から発表されております。

労働力人口の減少、これは我が国の経済社会の活力をそぐとともに、年金を始めとする社会保障制度の支え手が不足するという、これゆゆしき事態となるわけでございます。

今後の労働力人口、それに対する厚生労働省の見通しにつきまして御説明をいただきたいと存じます。

○政府参考人(大田俊明君) 今後の労働力人口の見通しでございますけれども、今御指摘のとおり急速に少子高齢化が進行しておりますので、生産年齢人口、十五歳から六十四歳でございますけれども、これにつきましては、二〇〇二年から二〇一五年までの間に約八百四十万人減少すると見込んでおります。

お尋ねの労働力人口でございますけれども、これにつきましては、高齢者の方、女性の方の労働力率が相当程度上昇すると見込んでおりますが、一方で若年層とか壮年層の大幅な減少がございますので、約九十万人以上減少すると見込んでおります。この労働力率の上昇が見込まれない、変わらないと仮定いたしますと、労働力人口は二〇一五年までの間に約三百九十万人以上減少すると見込んでおります。

また、労働力人口の内訳を見ましても、二〇一五年にはいわゆる若年者、三十歳未満が約三百四十万人減少する一方で、高齢者、六十歳以上の方

は約三百四十万人増加すると見込んでおりまして、その中身が相当程度変わると見込んでおります。ところでございます。

○藤井基之君 このような労働力人口の見通しを踏まえまして、高齢者の方々に今後ますます活躍していただく必要があるということについては議論の余地がないところであります。

ところが、現在の労働市場を見ますと、六十歳で定年を迎え、まだまだやる気もある、能力もある、しかし、それにもかかわらず引退せざるを得ない高齢者の方々が数多くいらっしゃいます。これは、高齢者の方々が十分に社会で発揮されているとは言えないのではないのでしょうか。

高い就業意欲を持つ高齢者が長年培ってきた知識と経験を生かしてますます活躍し、我が国の発展に大いに貢献していただくことのできる環境整備、これが是非とも必要だと考えます。

そこで、この問題についてどのように認識をし、また本提案においてどのような対応策を講じようとしておられるのか、大臣より御説明をいただきたいと存じます。

○国務大臣(坂口力君) 六十歳代の皆さん方にどう働いていただくかということ、その皆さん方にとりまして大事なことでございますが、年金全体を考えましても、六十歳代の皆さん方が雇用に従事をしていただくということは、その分だけ年金にも好影響を与えるわけでございます。一つは保険料をお支払をいただくということもございまして、また一方におきまして、年金そのものを遅らせていただく皆さん方も出てくるということでございますから、両方に大きな意味を持つていくというふうに思っております。

したがって、いかにして六十歳代の皆さん方に対して今後雇用を提供していくかというのは非常に大きな課題でございます。定年の引上げでございますとか継続雇用制度の導入によりまして、六十五歳までの雇用の確保ということを今回法案の中でもうたわせていただいております。

募集ですとか採用時に、しかしそうはいいまして、年齢制限を付けてくるところもあるわけがございます。もし仮にそういう年齢制限を付けてくるといふことになれば、それは中高年齢者の立場に立つて、なぜその年齢制限をしたかといった理由を明確にしていたかなければならないといふことにもなっているわけでありまして。我々の方といたしまして、中高年齢者の再就職の促進といふのは、これはもう積極的に進めていかなければいけないといふふうに思っております。

女性の雇用の問題としてこの六十歳代の皆さんの雇用の問題、この二つを好転させれば、それだけでもこの保険料率に非常に大きな影響を与えてくるわけでありまして、これは将来もしそういうふうな社会を実現できたときに、保険料の抑制の方を採用されるのか、それとも保険料は上げていくけれども年金額の方を上げるということにされるのか。それは今後、将来の皆さん方がどう選択されるかということになってくると思いますが、これも、その二つを解決できれば保険料率にして三割ぐらいのこれはプラスに動くことだけは間違いないと思っております。

○藤井基之君 ありがとうございます。
今、お話ございました国民のライフスタイルが変わりつつあると。それに対応してこの年金制度、あるいは、もっと広く言いますと社会保障全般の仕組みというものを直していかねばならない、そういったところに来ていては、先日は我が同僚議員南野先生からも御質問をさせていただいたところでございます。今日は、私もその議論をしたいんですが、時間もありませんので、いわゆる高齢者雇用の問題について続けて質問をしたいと思っております。

我が国におきまます年功を重視した人事とか賃金決定、これは非常に広く行われております。この仕組みといふものは、かつてのように若者の方々の数が多くて高齢者の数が比較的少ないという、そういった人口構造の下においてはこれは非

常に有効に機能していったメカニズムだと思っております。しかしながら、少子高齢化の進展や経済構造の変化などに伴いまして、年功序列、この制度の仕組みというものの問題点が顕在化してまいりました。各企業におきましては、もう既に成果主義でありまして、能力主義という言葉に立脚した賃金体系とか人事体系への移行が相次いでおります。

そういった一面もありますが、全体を見ますと、まだ日本におきましては年功重視の企業、これがまだ数多く存在しております。こうした企業が、この法案で求めるように、例えば定年を引き上げるといふ、こういうことをやりますと人件費が増加してまいります。企業経営に与える影響も膨大なものになるおそれがあります。年功賃金制と終身雇用制というものは、中高年齢者の労働市場の硬直さ、硬直性をもたらす、あるいは中高年齢者の雇用促進を阻害する面もあるんだと、こういう指摘をする研究者も大勢いらっしゃいますし、その種の論文も多々散見されるところでござい

政府は、今回法案におきまして、企業に定年の延長を求める、そういった内容を提示しているわけでございますが、年功序列的な賃金体系でありますとか人事、処遇制度の見直しなど、これらも併せてアドバイスすることが必要であると考えますけれども、大臣、いかがでございましょうか。
○国務大臣(坂口力君) 企業とそこで働く人たちの問題は、基本的にはその労使で決定していただくということだろうというふうに思いますが、全体として見ました場合に、この六十歳代の雇用といふものは、今までの年功序列のこの賃金体系の中で考えますと、やはり企業の負担というものが多くなるというところはあるわけでございます。

しかし、六十歳代で継続雇用というふうには言われまますような場合には、大体一度六十歳で区切りを付けて、そして再雇用のような形になっているところが多いわけでございます。また、企業によりまして様々でございます。また、中には、もう五十

歳代後半ぐらいなところから賃金体系を新しくした六十歳代に焦点を当てて、その賃金体系を新しく作っておみえになるところもございまして、いろいろでございますが、我々の方といたしまして、高齢者雇用アドバイザーというのを置いておまして、それぞれの企業においていろいろの違いはあると思えますし、それぞれの御議論もあるといふふうに思えますけれども、できれば御相談に乗せさせていただいて、円滑にそこが推進できるようにしたいといふふうに思っております。

○藤井基之君 高齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができるためには、できるだけ企業においても、少なくとも六十五歳までの雇用の場を確保していただくこと、これは必要だと思えます。
しかし、近年産業構造が変化等ありまして、経営環境もなかなか厳しいと言われている。したがって、リストラによりまして定年前にやむを得ず離職を余儀なくされるような中高年齢の方々も多く存在しております。

政府委員にお尋ねしたいと思えますが、現在、中高年齢者の雇用失業情勢、どのようになっていくかということについて簡潔に御説明いただきたいと存じます。
○政府参考人(太田俊明君) 中高年齢者の雇用失業情勢でございますけれども、平成十五年の数字でございますけれども、まず失業率でございますけれども、六十歳代前半層の失業率が七・五％でございます。これ年齢平均では五・三％でございます。平均よりもかなり高い数字になっております。また、有効求人倍率でございますけれども、四十五から五十四歳の有効求人倍率が〇・三四倍でございます。それから五十五歳から五十九歳では〇・二〇倍でございます。若い方は一倍を超えているところもございまして、年齢平均でも〇・六二倍でございますので、やはり四十五歳を超えますと有効求人倍率が急激に低下するということもございまして、いったん離職いたします

と再就職が困難であるとか、そういう状況が大変厳しいといふふうにと認識しているところでございます。
○藤井基之君 このように、定年前にリストラ等で解雇されますと、今お話があったように、いわゆる労働市場全体を見ても中高年齢者に対しては厳しい状況があるわけでございます。こういった中で、少なくとも基礎年金の受給開始年齢でありまして六十五歳までの雇用機会を確保する、これは行政として最大の努力をしなければいけないし、こういうことは、多くの方々に対して円滑に再就職できるような環境整備、この必要性のために、一層の努力をしてもらわなきゃいけない理由になるだろうと思っております。

先ほど大臣からもちよつと御説明ございましたが、改めてお尋ねしたいんですけれども、再就職の支援対策の強化、これは非常に重要だと思っておりますが、これについても一度、具体的にどのような取組を行うこととされておるのか、法案に含まれている内容を含めまして御説明をいただきたいと存じます。
○国務大臣(坂口力君) 六十歳代、とりわけその前半の皆さんの雇用のどうするかということが非常に大事になってきておりますから、そこできただけ焦点を当てて対策を講じていかなければいけないといふふうに思っております。

御指摘をいただきましたように、こは有効求人倍率も非常に低いわけでございますから、この低さに対応していかなければなりません。しかし、最近、五十歳代あるいは六十歳代の皆さん方のお持ちになつていける能力、特に物づくりにおきますましては、この皆さん方が身に付けておみえになります能力といふのは何物にも替え難い、是非も少しこの皆さん方を活用したいといふふうには言われる経営者も増えてきております。特に、若い皆さん方が物づくりにお入りになつてくる人数が少ないという現状の中で、そうした要望が特にこの半年ぐらいの間に多く聞かれるようになってまいりました。それはある意味では大変いいこ

と再就職が困難であるとか、そういう状況が大変厳しいといふふうにと認識しているところでございます。
○藤井基之君 このように、定年前にリストラ等で解雇されますと、今お話があったように、いわゆる労働市場全体を見ても中高年齢者に対しては厳しい状況があるわけでございます。こういった中で、少なくとも基礎年金の受給開始年齢でありまして六十五歳までの雇用機会を確保する、これは行政として最大の努力をしなければいけないし、こういうことは、多くの方々に対して円滑に再就職できるような環境整備、この必要性のために、一層の努力をしてもらわなきゃいけない理由になるだろうと思っております。

とではないかというふうに思っている次第でございます。

雇用対策法に基づきます募集ですとか採用時の年齢制限の是正指導というのを一つはやっております。それから、離職を余儀なくされた中高年齢者に対して再就職援助を行います事業主への助成というのも実はやっているわけでございませう。世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢者を対象といたしましたいわゆるトライアル雇用というの実は実施をいたしておりまして、もう一度リフレッシュしていただいておりますので、ただよようにするといったことを今行っているところでございます。

労働者の募集・採用に当たりましては、事業主が、先ほども申しましたとおり、上限年齢を設けました場合にはその理由を明示することを今回法律で義務付けております。事業主都合で離職を余儀なくされる中高年齢者に対しては、事業主がその職務経歴でありますとか能力に関する情報といったものをこの再就職支援措置の内容としてそれを作つて、そして提示をしようというところによりまして求職活動の支援に資するといったことが今行おうとしている内容でございますし、もしもストラをするときには、その人がどういふ社内です仕事をしてきて、こういうこの人は能力を持っていかうかということをやはりひとつ証明するといったようなことになりまして、その範囲の中で、ハローワークにおきましてそういう仕事があるかというふうなことで探す一つの手段になりますし、今までやっていただきました仕事を更に延長していただくという意味で役立つかどうかというふうな思っている次第でございます。

○藤井基之君 ありがとうございます。
今日午前中の質疑におきましては同僚議員から少子化の問題についての御質問がございました。今私は高齢者の問題について聞かせていただいております。

少子高齢化時代と一口で申し上げますけれども

も、少子化は少子化だけで行政対応があるとか、高齢者対策は高齢者対策であるという、必ずしもそういった分けて考えなければならぬ問題ではなくて、やはり全体として一元的な対応というのが必要なんだろうと思っております。

今回、特にそういったことでこの雇用の問題を考えた場合に、年金の問題の中で雇用の考えるという意味で、そういった意味でも厚生労働省という一つの組織にまとまったということは大きなメリットが出てきて、その成果を是非生かして、年金制度改革における高齢者雇用問題についての対応をさせていただきたいと考えております。

そして、これは年金問題だけに限らず、一昨日も質問させていただきましたが、福祉でありますとか、あるいは介護であるとか、あるいは医療であるとか、社会保障全般について一元対応する際はどうしても避けて通ることができない問題だろうと思っておりますので、大臣以下、皆様の御奮闘を御祈念申し上げたいと思っております。

時間も限られまして、これは通告をしておりますけれども、私どもも通告外でございますけれども、一つだけ大臣に御質問させていただきます。

今朝の朝刊で、ほぼすべての新聞で報道をされておりました。今、国会の衆参を中心にして年金改革議論がずっと続いているわけでございまして、社会保険庁の業務、その運営の在り方に対して多くの指摘をさせていただきまして、私も多くの問題点について指摘をさせていただきました。私どもが、こういった問題というのは、この国会の厚生労働委員会を中心とした議論ではなくて、どうも新聞によりまして、昨日、厚生労働大臣が御出席なさっております。昨日、経済財政諮問会議の場においてもこういった議論があったということでございまして、そのときの指摘を受けまして、厚生労働大臣は社会保険庁の業務運営や組織の在り方について見直しを行いたいとの御見解を表明されたというふうな新聞で見せていただきました。今までもこの委員会におきましても大臣はいろ

いろとその種の御発言をさせていただいておりますけれども、新聞の報道だけじゃなくて、改めて、昨日の経済財政諮問会議でしようか、あるいはその後の記者会見でございませうか、大臣は、社会保険庁の改革、スクラップ・アンド・ビルドを進めるべきと私も考えております。大臣の御所見を伺って、私の質問を終わりたいと思っております。大臣、よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(坂口力君) 経済財政諮問会議におきましてもいろいろの御意見をいただきました。しかし、中には社会保険庁をもうなくしてしまえみたいな話もあつたわけでございませうけれども、しかし、年金、医療の問題を抱えております社会保険庁の役割というものは私は重大だというふうにも思っております。保険料の徴収にいたしましては、それは徴収をしたらそれで済むというわけではなくて、今度は年金を支給するという方に結び付けていかなければならぬわけでありますから、この徴収と給付、両方を行つていかなければならぬわけでございませうので、簡単に国税庁と一本化してしまえという議論は少し荒っぽ過ぎるのではないかという気がいたします。同じにやれるところはそれはやるということではないかというふうに思いますが、もしも一本にするというのであれば、もう基本的に年金の今度は支給の方の在り方等もどうするかということを考えてからでないと私はいけないというふうに思っている次第でございます。

しかし、そうはいけませんものの、現在の社会保険庁が持つております様々な問題点というのは、十分これは理解をしなければなりませんし、ここで改革を行つて断行していかなければならぬというふうな思っております。そうした意味で、社会保険庁長官の民間人からの起用ということも含めて、全体の在り方というものを検討していきたいということを昨夜申し上げたところでございませう。

○藤井基之君 終わります。
○山本孝史君 民主党・新緑風会の山本でございます

ます。よろしくお願ひを申し上げます。
最初に、未納の問題について触れておきたいと思ひます。

だれにも起きることだから騒ぎ過ぎだと与党の皆さんがおっしゃつておられる。武見委員は昨日の、おられませうけれども、委員会の質問のときは持ち時間の四十数分すべてを使って総理の未納問題をかばう質問をされました。私も本論に入りたんですけども、未納問題の本質というものをよく理解をしておかなければいけないと思っております。

本質は二点あります。

一つは、政治家のモラルです。未納の大臣が続出をしました。審議をしました衆議院の厚生労働委員会の自民党の衛藤委員長も未納でした。答弁に立たれた厚生労働副大臣も未納でした。法案成立を強引に推し進める公明党の神崎代表以下三役も未納でした。しかも採決後に未納を公表するといふ、私はこれは非常に悪質な行為だと思ひます。これで子供に道徳を説くか、そういう国会であるのか、そういう大人なのかと私は思っております。どのようにけじめを付けるのか。

民主党は全議員を調査して未納の状況を公表いたしました。国会の委員長は自ら辞任をいたしました。党の役員にも就かないというところで対応しております。せめて、未公表の自民党も、未納のあるいは未加入の状況を公表して、国民の政治への信頼をつなぎ止める、そのことが今自民党の諸君に求められているのではないかと、私はそのように思ひます。

未納問題のもう一点は、いい加減な国会答弁を許しているのかという問題です。未納、未加入はいろんな状況の中で起き得ると思っておりますが、そのことにどう対応するのかという問題であると思ひます。私、その点において、総理の対応というのは、私は一種犯罪だとすら思っております。

小泉総理は、四月九日の衆議院の厚生労働委員会、我が党の城島委員に対して、「私も、もう年

をとりまして、年金を、保険、払う時代は過ぎちゃったんですね。過去はちゃんと払ってあります。」と答弁されました。四月二十八日の同じ委員会でも、我が党の今度は三井委員の質問に、私は、過去、議員になる前はどうかだったか、自分でも詳しくは覚えておりませんが、払うべき期間におきましては払っておりますと答弁をされました。

しかし、先般来から飯島秘書官がこの状況を公表されておられるわけですが、これは最初に飯島秘書官が公表されたときのものでございますけれども、未納の期間が幾つかある。(資料提示)

一つは、予備校生だった、彼が二十歳になったときの三か月間、予備校生だったということですので、予備校生は国民年金法では加入の義務がありません。したがって、この三か月間は未納でありました。したがって、この三か月間は未納でありました。あわせて、大学を卒業されてロンドンに留学されて、途中で父さんが亡くなられて日本に帰ってこられて選挙にお出ましになります。この期間、ロンドンにおられた二十七月か月と日本に帰ってこられてから八か月、この間は住民票が国内ならば加入の義務があります。実態として、少なくともこの八か月間、選挙に出るために帰ってこられたこの期間は日本におられたわけで、日本で生活しておられたわけですから、この期間は加入の義務があります。

今、六十一年より前は加入の義務付けがなかったとおっしゃいますが、国民年金法ができました昭和三十六年からすべての人に加入の義務が義務付けられております。加入しなくてよかつたのはいわゆる専業主婦と学生の皆さん、これは任意加入ということになっていました。そういう意味でいきますと、実はやっぱり加入の申出違反、あるいは納入の義務違反が小泉総理大臣には起きているわけです。みんなそうだったんじゃないかと、こうおっしゃるわけですが、しかしながら、法律は、実は罰則規定を設けて、届出をしなければいけない、納入をしなければいけないという国民年金法になっております。そのこと自体がお気付きにならないか、あるいは未納、未加入がこんなにたくさんあるからいいじゃないかと与党の皆さん方はおっしゃるわけけれども、私はそうではないだろうと。いや、たとえそうであったとしても、そのことを公表をして、謝罪をして、そしてこの国民年金法の採決あるいは審議に臨むというのが国會議員のあるべき姿ではないだろうか、私はそう思うわけですが。

もう一つ小泉総理大臣の問題は、厚生年金に入っておられたという問題です。飯島秘書官もおっしゃっております。あるいはもう既に記録が公表されましたので、その期間におきますと彼は二回目の選挙に当選をいたしました、その前後五十五か月間、厚生年金に加入しております。国会議員になられた後も引き続き厚生年金に加入しております。厚生年金に加入するということは当然働いておられたということですが、しかしながら、昨年九月十九日の衆議院本会議で、我が党の当時代表の質問に、私はサラリーマンの経験はありませんと答えておられます。サラリーマンの経験のない方が厚生年金に入っておられたということになっているわけです。このことについて、私はやはりこの委員会においてしっかりと小泉総理大臣からお話を聞かなければいけないと思っております。

小泉総理大臣は、飯島秘書官を通じて、社会保険庁には五月十七日になって確認をしたとおっしゃっております。これだけ騒がれている中で、御本人の納入記録がどうだと言われている中で、五月十七日になってようやく確認をされた。飯島さんはこの三か月間は予備校生だとおっしゃったけれども、本人は友達に言われて、いや、おまえ、あのときは大学行ってたじゃないかと、いうことで、これは、三か月間は慶応大学の学生であったという話になっている。しかし、普通、自分が生きてきた中で、自分が二十歳のときには何やってたかという話ぐらゐは、学生だったか予備校生だったか、要は、二浪で一留なのか、一浪で二留なのかというところぐらゐは、それはだれだつて分かる話で、それを飯島秘書官が勝手に公表しているとするれば、それは秘書官の資質の問題だし、そのことについて御本人が訂正されないのであれば、これは御本人の問題だと思っております。

したがって、小泉総理大臣は結果的にうそをついておられる。国会答弁の中でうそをついておられる。結果的にそういう形になっている。それはなぜか。彼が誠実に国会で答弁をしていないからです。

私が申し上げている問題は、未納、未加入という問題は、確かに起き得る状況に国會議員は置かれておられる。あるいは当時の状況は、年金法の状況はそうであったと思う。しかしながら、しかしながら、これだけ言われているときになぜ確認しないんですか。なぜ勝手なことを事実として公表するんですか。自分の思っているままでなぜ国会で、本会議で答弁までするんですか。私は、そのことが、総理大臣としてあるいは国會議員として資質が欠けているんじゃないか、こう思わざるを得ないわけです。だから、もう一度この委員会に小泉総理大臣に出たいので、しっかりとした御本人からの御答弁をお聞きをしたい。

また、一昨日、委員会では公表されませんでしたけれども、同時期で飯島秘書官が報道機関の皆さん方に、報道の記者の皆さん方に、社会保険庁のいわゆる被保険者記録の照会回答票という公的な文書をマスコミの皆さんには公表された。しかし、この委員会、国会に対しては公表しない。それは与党の皆さんが公表しないんだというところで抵抗しておられるわけけれども、マスコミを通じて公表されているものが国会に公表されないというところは、これは国会の権威にもかかわる話でございますので、これはやはりこの委員会にきちっと出していただきたい。

もう一度やはり小泉総理大臣に来ていただきたい、御自身という人生を歩んできたのか、一体二十歳のときには予備校だったのか学生だったのか、そういう話もしっかりとしていただかないと、これは一國の総理大臣、日本の國として恥になりません。そういう思いで、私は必ずそうしていただきたいと思っておりますので、お願いいたします、委員長。

○委員長(国井正幸君) この問題につきまして、先刻の理事会から協議中でありましたが、ただいまの山本委員の御発言について、後刻、理事会で再度協議させていただきます。

○山本孝史君 非常にまじめな国井委員長です、私は信頼申し上げております。これはやはり委員会、国会の権威にかかわる話ですので、うその答弁をしていてもそのまま素通りしてしまうというところは、これは許されぬ。本人が思い違いであったとおっしゃるか、あるいは自分たちの記録が間違っていたとおっしゃるか、それはいろいろあるでしょう。しかしながら、それはやっぱり国会という公的な場で、ここでやっぱりやっていたかかないと、私は本来審議をすべきじゃないと思っておりますが、止まっているとずっと止まりますので、理事に怒られまますけれども。

もう一度ちゃんと環境を整備するというのも、大臣、私はあなたのお仕事だと思っております。この委員会審議がちゃんとちゃんと本来のところで議論ができるようにすることも、私は、小泉さんを来ただけのことについて、坂口さんも閣僚の一人としてきちっと対応していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これは委員会の取り仕切りの話でございますから、委員長中心になつていろいろと御議論をいただいで結論を出していただきたいというふう存じます。私も、その御議論をいただきたら、それに従つてしっかりと総理にも申し上げたいというふうに思います。

○山本孝史君 内閣の一員として、この法律を所管しておられる、あるいは内閣全体でお出しになつておられる、あるいは国会というものがこんなに汚されていくということについて私はきちつとした対応をしていただきたいと思つし、どこか外に出ていくよりも後で国会に対してその公的な文書

が出てくるということだけはやっぱりやめていた
だいたいと思います。でないと国会の権威にかか
わる。

もう一点、私はやはり、今日お二人の副大臣に
お越しをいただきましたけれども、私は両副大臣
ともに国会への答弁姿勢は極めて問題だと思っ
ております。未納の問題が大きくなって、担当の副
大臣として確認しようと、自ら自分の記録がどう
なっているかということを確認しようと思われな
かったということが私にとっては信じられませ
ん。お二人ともずうと後になって、人から言わ
れて、とうとうやらなきゃいけなくなつて初め
自分で記録を確認した、これが法案を出している
厚生省の担当副大臣の姿でいんだらうか、そう
思います。

谷畑副大臣に御質問をしたいと思います。
私はあなたと同じ選挙区で、選挙も戦つた仲で
すし、この間飛行場でお会いをしたときに、あな
たの年金大丈夫ですかとアドバイスもさせていた
だきました。しかしあなたは記者会見で、安倍
幹事長に言われて五月七日に調べた、こうおっ
しやいました。なぜそれまでに早く調べようとは
思われなかったのか、このことについてお答えく
ださい。

○副大臣(谷畑孝君) 私の年金問題、過日答弁を
させていただきましたように、基本的には、大学
卒業して、それ以後、公務員の共済年金、そして
厚生年金にずっと入っておりまして、ちょうど参
議院に四十二歳で、四十二歳で参議院議員に当選
させていたでいて、厚生年金からいつも天引きを
されておられることの中で、私の認識不足の中
でそのときの切替えができなかった、それが五年
十一月までございました。

その後、年金をお払いをさしてらつてい
るわけでありまして、そのことについて五月の
七日に安倍幹事長の方から両議院の所属議員に対
して、いわゆる自己責任の中で、いわゆる調べる
なり、あるいは発表をする人はするなりというこ
とで指導がございましたので、私、そういう立場

の中で五月の七日に社会保険庁へ照会をさせて
いただいて、そして五月の十七日に私自身、記者会
見、再度させていただいたわけでありまして。

御存じのように、私も、副大臣としての責任と
いうのについては、もうこれは十分、一日もこの
問題について忘れることはないわけでありまして、い
つも自分を責めてもおりますし、なぜそのときに、
振り返ってみましたら、厚生年金から切替えの
きに、平成九年度からは通知があるわけですが、
私も、私たちのときには通知がないということも
ありまして、そういう意味では、私自身ももう少し
早く公表をすべきであつたと思ひますけれども、
私自身としまして、委員会なりで質問なり
でいろいろとそういう、時期というのか、そうい
うことの中で発表をしたかつたわけでありまし
て、決して自分自身かそういう問題から逃げた
り、あつたかどうかという、そういう気持ちはも
う全くなかつたわけでありまして、いづれに
しましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に
対する通達ということの中で、私自身、その流れ
の中で記者会見をさせていただいたと、こういう
ことでございます。決して反省してないとい
う、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことにつ
いては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 違つよ。四月二十八日に既に向こ
う側で、衆議院で強行採決になる、あるいは三月
の二十三日の江角さんのところから未納の問題と
いうのは非常に大きな問題になつてきたじゃない
か。

あなた、担当副大臣なんだろう。自分で法律、
あなたは労働担当かもしれないけれども、年金は
労働と非常に強いだろう。そういう中で、自分の
年金問題がどうなつていっているんだとかというこ
とを、安倍幹事長に言われなきゃ、あなた調べない
んですかと聞いていられるわけだ。

だから坂口さんも、さつき坂口大臣は両副大臣
にはちゃんと調べておいてくださいよと早くに
言つたとおっしゃつたじゃないの。あなた、大臣
から聞いていないの。聞いたとしても調べなかつ

たわけ。五月七日に党の幹事長から言われて初め
て調べたわけ。

○副大臣(谷畑孝君) 私にとりましては、この件
については私なりに、発表する時期については私
自身の流れの中でしたらと思つております。
調べた時期は五月七日でございます。

○山本孝史君 だから、何で五月七日まで調べな
かつたのかと。

○副大臣(谷畑孝君) いやいや、それについて
は、私自身陳謝をしておりますように、五月七日
にそういう一つのきっかけの中で調べさせていた
だいたということでございます。

○山本孝史君 先ほどの大臣の御答弁だ
と、もう四月の間には、森副大臣には、あなたに
は、調べておいてねとおっしゃつたとおっしゃ
たから。あなた、だから大臣の言っていることを
無視して、自分は大丈夫だとかつて言いながら、
党の幹事長から言われて初めて調べるわけでは
う。それが普通の大臣とかほかの一般の委員
だつたらいろいろなことあり得るだろうと思つて
う。でも、あなた、副大臣として答弁に出てくる
んだもん、自分が所管しているんだもん、法律。
そのときになぜあなたは調べないんですかと聞い
ているわけ。

○副大臣(谷畑孝君) 記者会見の場合は、民主
党さんの場合もそうでありましたし、皆それぞれの
いわゆる発表の基準といひましようか、国会議員
になつてからの期間の発表といひましようか、
したから、私はあくまでもそういうことございま
してらつていられるわけ、私自身はその以前の
ことについても分かつておりますし、ちゃんと今
日も発言しましたし、前回の委員会の場におきま
しても、大学を卒業してからずうと年金を払つて
おりますと、こういうふうな答えておられるわけ
でございます。記者会見の場合は、そういう状況で
ありますので、そういう状況に合わせましてお話を
していただいたと、こういうことでございます。

○山本孝史君 私、やっぱり副大臣として、だか
ら問題は二つありますと申し上げたのは、これは
やっぱりモラルの問題と、いい加減な国会答弁し
ちゃ駄目ですよということなんです。

森副大臣にも申し上げたいわけ、あなたは一体
どうしていたんですかと。五月十一日の衆議院で
の採決が、あなたたち二人とも、衆議院で採決が
終わつて、五月十二日の参議院本会議があつて、
趣旨説明が始まつて、いよいよ十四日のこの委員
会の趣旨説明が始まるという前になつて、私たち
が要求したから初めて公表される、こういう状態
になつていられるわけでしょう。それについてのは本
当に誠実に欠けるんじゃないですかと私は思つ
わけ。

特に森副大臣は、四月の中旬には分かつた
とおっしゃつていられるわけだから、発表する五月の十
三日まで一か月間あなたは黙つていたわけだ、い
ろいろおっしゃつていられるけれども。記者会見では
タイミングを見計らつて、こうおっしゃつた
し、あるいはこの間の委員会では諸般の事情を見
計らつてとおっしゃつた。諸般の事情といひま
しょう、法案に、発表したら法案審議に影響するから
というので黙つていたと、こうおっしゃつてい
るわけですよ。

記者会見では、先ほどはいつ分かつたかよく分

からないとかつておっしゃっていただけども、記者会見では念を入れて社会保険庁で調べたと、こうおっしゃっているわけです。これ、どうやって調べたんですか。だれかに頼んだんですか、あなた御自身、社会保険事務所に行かれたんですか。

○副大臣(森英介君) 私はいつ調べたか分からないという事は申し上げておきません、四月十四日に馬淵澄夫衆議院議員から御質問がありまして、それに先立って社会保険庁に依頼をして、私が依頼をして調べました。

○山本孝史君 あなた自身が依頼をしたというのはどうしたの。
あなた自身が事務所に行かれたのか、あるいはあなたの秘書官かどなたかに調べてくれとおっしゃったのか。

○副大臣(森英介君) 後者であります。後者、つまり秘書官に要請をして調べました。
○山本孝史君 いろいろ分かったんですかという話に、江角さんの事件があつて二、三週間後だとかいろいろおっしゃっているわけね。

先ほど来から、いつ大臣に報告したかという、あなたがいつ知つて、いつ大臣が知つたかという話、さつき小池さんずつとやっていたわけだけれども、あなた自身がそれいつだったかとかとおっしゃっているものだから、秘書官に頼んで行つたのなら、秘書官はいつだったか知つてい

るわけだね。秘書官はその時点で、じゃ、そうすると、あなたが未納であるという事は、あなたから仕事を頼まれた秘書官は、じゃ、あなたが未納であるという事は知つていたということだね。

○副大臣(森英介君) それはそうです。
ちよつとお待ちください。私は、江角マキコさんの事件が発覚して直ちに、これはあれでだけれども、私の家内にどうなっているんだらうかと、私の場合、おれの場合は、そうしたら、ちゃんと払っているから大丈夫と言つてほつとしたんですけれども、それでなお念を入れて社会保険庁で調べたのが四月の中旬でございます。

○山本孝史君 あなたの事務方というのはどなたですか。

○副大臣(森英介君) 後ろにいます。
○山本孝史君 あなたの秘書官というのは、あなたが頼んだ人というのはだれ。
○副大臣(森英介君) 私の、副大臣の秘書官でございます。

○山本孝史君 その副大臣の秘書官はそのことを大臣に伝えたのかどうか、そこで聞いてくださいませんか。
○副大臣(森英介君) それはやっぱりあくまでも私の個人の問題ですから、私の秘書官が大臣に報告する義務も、そのいわれもないというふうに私は思います。

○山本孝史君 じゃ、再度聞きます。
あなたは大臣にいつ報告したんですか。
○副大臣(森英介君) それは先ほど申し上げたように、いつ報告したかというのははつきり覚えていないんですけれども、最終的には五月に入つてからですけれども、その途中で、私としてはこういうことになっておりましたということを委員会に先立って御報告したつもりなんですけれども、ちよつとそれが、私の表現、誠に言語不明瞭なところもあるものですから、大臣にそれがちゃんと伝わっていないかのように私は思うんです、今に

して思うと。
そういうことで、きちんと御報告したというのは恐らく五月に入つてからであつたというふうに思います。

○山本孝史君 大臣は五月に入つてから知つたと言つておっしゃつたんで、僕ら普通の感覚でいくと、五月、連休中だから、あなたたち、どこで会つているのか知らないけれども、五月の連休明けにいろいろ御報告されたのかもしれない。
しかし、これだけの大事な問題になつていて、しかも、あなたはつと国会で答弁してきたのよ、副大臣として、自分はそれを知りつつ、自分が未納であるという事をいつ見計らつて公表しようかと思いつつ答弁してきたわけでしょう。そ

の姿勢で、僕たち、じゃ何だつたんですかと思ふわけ。

じゃ、あなたは、これから先答弁をするときに、そのときは都合が悪いからといって答弁しないで、後になつて、あれは審議に影響しますから私は答弁しませんでしたと、しかし、法案が成立した後、実は私、こうでしたと、こういう態度になるんですかと私は思うわけ。

そんな副大臣の、私、答弁を信用して聞いてい

るわけにいかないんですよ。そんな国会であつてはいけないんですよ、やつぱり。国会というところはいろいろなことがあるから、しかしそこはちゃんと公表して、謝罪をして、しかし、その後どうするかは、それぞれの人が自分の立場を考ふるの

かもしれない。
私は、あなたに議員を辞職しろなんて言つてないんですよ。しかしながら、本大臣としてその任にあつていいんだらうか。これから先いろいろ法案が、谷畑さんもそうだけれども、森さんもそうだけれども、あなたたちは人間的にはいい人だと私は思います。しかしながら、副大臣という職に就いている人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかなと思つています。

やつぱり、議員が公表しないで賛成票を本会議で投じてということ自体が僕はやつぱりおかしいと思つてますよ。そこはやつぱり、みんなはいろいろあるから、でも発表して、そしてその答弁するなりしないと、やつぱり、こんな法案とさつき申し上げたように、みんなが未納で、出した人たちも未納だつたら、委員長も未納で、答弁している人も未納でという法案は私はやつぱり廃案にすべきだと思つて。出直すべきですよ、この話は。

だから、衆議院を解散、総選挙して一遍全員みそぎを受けて、それからこの法案を審議することが私は一番正しい道だと思つて、坂口厚生大臣はどう思われますか。

○國務大臣(坂口力君) 先日、選挙のあつたばかりでございますが、我々国会に籍を置きます者、

それぞれの過去につきましてやはり明確にすることは大事でございますし、山本議員がおっしゃる趣旨というのは私も十分に理解できるところでございます。

○山本孝史君 こんな状態で法案通して、国民の皆さん方に十四年間連続の保険料引上げをお願いすると。それで何か、よりよつて与党の皆さん方は、国会議員もこれからまだ追納できるようにしようとかおっしゃっているわけでしょう。

何か、やつぱり立場というか、自分たちの立っている場所を忘れていないかと思つて、自分の年金額も知らない、自分の年金どうなっているかも分からないままに年金の審議に参加するというのはどうかと私は思うわけ。

だから、私は、あなたたち二人には、申し訳ないけれども、ここにはほしくないの、済みません、退席してください。森副大臣と谷畑副大臣、退席してください。私はあなたにもう質問しないんです。あなたたち、ここにいない必要はないんだから、出ていってください。申し訳ないけれども、委員長、あの二人に退席を私は求めます。

質問者が呼んでないんだから、もう終わったから、あなたたち、仕事忙しいから出ていっていいよ。

○委員長(国井正幸君) いや、これにつきまして、大臣を補佐してこれまでも両副大臣、国会に出席をさせていただいておりますので、このまま質問、続行してください。(発言する者あり) じゃ、速記止めて。

(速記中止)
○委員長(国井正幸君) 速記を起こして。
○山本孝史君 では、失礼をいたしました。御答弁はいただきましたので、私はもうお二人に質問をいたしませんので、御退席いただいで結構でございます。

○委員長(国井正幸君) 公務御多用ですから、山本委員の質問は両副大臣にないようでございますから、御退席していただいで結構でございます。

も、実質的な価値は、受け始めるときにはもう既にマクロ経済スライドで下がっているということをしつかりと御説明をされるべきだと私は思います。でない、老後に備えられないから、プランが立てられないので、そう思いました。

それから、少子化が進行する、一・三二というのがどこまで行くかですけども、これがもし下がるとすると、この間の御答弁は、調整期間を延長しますと、こうおっしゃったわけですね。調整期間を延長するという事は、給付水準が一層低下するという事です。

○国務大臣 坂口力君 延長するという事は、そういったしますと、その調整期間がより後にずれるといふことになるというふうに思います。あ、ちょっと、よろしいか。

○山本孝史君 違うでしょう。違うんですよ。

○政府参考人(吉武民樹君) 五〇%のところでございますが、御案内のとおり、法律の中に基本的には五〇%を確保するものとするという原則が書いてございます。

しかし、先生がおっしゃいましたように、例えば少子化が非常に進行しますと、大体通常、直前の財政検証の際にその先の状態が大体見えてまいります。あるいはもうちょっと前から見えるかもしれません。それで、その際には、今申し上げましたスライド調整を例えばやめる、あるいはスライド調整の比率を小さくするという事によって、五〇%より低下しないようにするというのの一つの基本でございます。

しかし、そうしますと、また給付と負担の関係がトータルで中長期的にバランスを取ることが難しくなってしまうので、そこについてはそういう措置を取った上で検討していくというのが基本的な考えでございます。これはもちろん二〇二〇年あるいは二五年ぐらいのその時点における日本経済あるいは日本の社会あるいは少子化も含めまして、将来、じゃそこで本当に下がりつつ放しで下っていくのか、二〇二〇年になりますとまたそれから三十年、四十年、五十年とい

うことになってまいります。そういうことを総合的に御検討いただくことになりまして、基本的な構造は今申し上げたようなことを法律の中に盛り込ませていただいております。ですから、大臣がおっしゃった趣旨は、調整幅を小さくすると。

○山本孝史君 この話、元々無理があるのは、やっぱり給付水準も五〇で固定したい、六十五歳の受給時に、保険料率も一八・三で上限で固定したい、この中でどう取めるか。ずっとこの間の大臣の御答弁は、少子化を一・三九を超えるところまでいきたい、賃金の上昇率を二・一超えるところまでいきたい、そういう政策を打てばこの幅収まりますからという話は、これは政策次第なんですよ。政策次第という事は、今まで何やってきたかという、政策が全部失敗してきたことですね。それとおりのいかなかったわけだから、だから、これから先うまく政策が成功するという保証はどこにもないわけですね。

だから、私たちは申し上げたのは、その数字の話でやるようななかなか難しいので、制度を変えたらこの話はちゃんと落ちてくじやないかと、こう申し上げたわけだけれども、しかしながら、後ろで首ひねるな。どうやってこの間を調整していくのかというときに、もしその数字を守ろうとすると、例えば六十五歳支給じゃなくて六十七歳支給にするとかという、一八・三とそれからこの五〇というものの数字を変えないでいると、ほかのところの数字を変えたりして合わせるという話になってくるわけですね。そういうことがやっぱりこれまた問題が起きてくるので、そもそもにおいてこの話は無理がある。

今日言いたいことは、それと同時に、やっぱりこの基礎年金というものをなぜマクロ経済スライドの対象にするんですかというのが私にはよく分からないのです。これがやっぱり最大の問題だと思っております。(資料提示)

夫婦二人分で十三万円と言っています。それで、元々基礎年金制度を、国民年金とか

基礎年金制度を作ったとき、基礎年金の六十一年作ったときに、それを幾らでスタートするかという、五万円スタートしたと。それは何だったかという、食料とか住居とか光熱費だとかといういわゆる基礎的な生活費の部分を見て、その中にどこまでを含めたいかということによって三十一年に始まったものが、ちょうど二十五年たつて六十一年で二十五年の受給者が出てくるという中で、それが五万円弱だったから、五万円、いろんな生活実態調査とか考えて五万円という数字でスタートしたわけですよ。

だけれども、今、夫婦二人としても、夫婦二人でカバーしているものはようやく医療費とか交通通信費のこの辺ぐらいいまで、これ消費実態調査だからいろんな数字の見方はありますけれども、ここまでなんですか。これ一五%給付水準カットするわけでしょう。ということは、ここが実質的な価値としては、これは物価が上がっていても物価で上がらないわけだから、これ下がるわけですよ。ということは、カバーできる範囲が狭まってくるという、こういう理解だと私は思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) そもそも先ほど申し上げたように、四十七、八歳以下の皆さん方と比べると物価の上昇に合わせてこれは上がりますから、そこはそういうことは物価に合わせていきませけれども、それまでのところは物価を抑えていきますから影響が出る。だから、一五%下がると、それによる影響を受けるということは御指摘のとおりでございます。

○山本孝史君 そこなんです。だからね、結局、実はだからマクロ経済スライドが、さっき御退席をいただきました森副大臣がいじくもおっしゃいましたけれども、加入者全体を考えるとマクロ経済スライドを考えた、こうおっしゃったわけですね。(資料提示)

マクロ経済スライドをこの年金制度の中でいけば、本来はこの厚生年金とか給付水準という話基本的には、あるいは、ごめんなさい、所得代替

率という話は本来はこの厚生年金、共済年金の話ですよ。だから、この二階の部分に付いている部分を含めてどうするかという話であつて、ところが、マクロ経済スライド、この一階部分全体にも掛かってくるので、この部分の下がり方が厳しいと、本来の基礎年金という表現にあるように、高齢者の基礎的な生活費を賄うと言っているものが賄えなくなってくるのではないんですかと、こう申し上げているわけですね。

なおかつ、ここにこの非消費支出という税金とか保険料の負担というのが出てくると。これから先は、大臣、もう高齢者自身にも負担を求めていかざるを得ないと、こうおっしゃっているわけですね。そうすると、この部分も膨れ上がってくるわけですね。介護保険料も今また上がるわけでしょうけれども。そうすると、生活していく中において、この部分での賄いの部分が非常に厳しくなってくるんじゃないか。

私、さっき申し上げましたような年金額が想定されるわけだけれども、それは自分の年金額であつて、そこに私のパートナー、家内の基礎年金部分が含まれてくればという話になるんだけれども、女性の方は遺族年金があるかもしれないと思、変ですけれども、いろいろ思いながら、自分が一人になったときに自分はやつぱり十万円を老後をずっと送っていくかきやいけないわけですよ。十万円で自分の老後を送ろうとしたら、一体どこまでカバーしてくれるのかと、こう思うわけですね。これ二人で計算しているからこんな話していただけますけれども、じゃ一人になったときに、確かに食費は減るでしょう。しかし、住居費だとかあるいは水光熱費だとか、そんなに減つてこないんじゃないだろうかと思うんです。だから、基礎年金の、一人当たりの基礎年金が幾らかということが一番実は年金制度の問題であつて、そのことをしっかりと議論しないと駄目なんじゃないかと私は思うんです。

そこで、大臣に御質問です。前回改正のときに附則が付きましてよ、基礎

んだというふうにいる次第でございます。
○山本孝史君 だから、そこなんです。だから、国として公的年金としてどこまではカバーしてあげられますよということがはっきりしていれば、それを前提に自分のライフサイクルの中で備えることができるんです。

備えてもらわざるを得ないと、こうおっしゃるのであれば、間違った情報を流してはいけないんです。そこが幾らになるのか、あるいはそれは下がり得ることもあり、五〇％というのも実は六十五歳のときだけで、後はこうやって下がっていきますよ。だから、賃金が上がってもあなたたちの年金は上がらないということになれば、世の中は豊かになっていくけれども、しかし高齢者の生活はそれと同じようには豊かにならないですよ、こういう話じゃないですか。

言うのは厳しい話だけれども、そういうふうに出て、そしてできるだけ早くに年金額を予測して、私も今度こんなものだろうなと思いつながら社会保険事務所で教えていただいで、社会保険事務所の方、申し訳ありません、これだけかならないんですけれども、こうおっしゃいましたけれども、しかし、十万から十萬ということも想定しながら、あと自分でこれから先ということも、もう五十五でしよう。六十になって雇ってられるところがあればいいかもしれないけれども、こんなかさ高い国会議員なんか雇ってこれることはないでしょうから。そうすると、これなかなかな大変なんです、正直なところ、そんな資産家じゃありませんし。だから、そうやって考えると、みんなそうだと思うんです。

だから、僕申し上げたのは、この国会の中で余りにもひどい議論だと思つて、議員年金がみんなあるから、国民年金とか公的年金に余りにも関心がないんです。これ、今回初めて未納のことが議論になったけれども、五年前のときもみんな未納だったんですよ、考えてみたら。だから、そういう意味において、自分の年金は何で

あつて、自分の年金額が幾らになるかということがあつて初めて、後ろに傍聴に来ておられる皆さん方と同じ視点に立つて、どうやってたら年金は安定するのか、どうやってたら安心してもらえるのかなという話じゃないですか。そのときにやっぱり一番大切なのは、基礎的な生活費を賄う基礎年金の水準はこれを守るといふ話だと思つて、給付水準の話とか所得代替率の話とかばつかりしているけれども、それは厚生年金の話であつて、そうじゃないんです、やっぱり基礎年金なんです。

基礎年金の、大脇さんがもうちよつと数分やらしてくれと言つてからちよつとお許しをいただいで、次の機会があれば一元化の議論をしたいんですけれどもね。要は、一元化と言つたときに、大臣がお考えになる一元化と私が考えている一元化は多分違うと思つて、まずは、大臣の考えでおられる一元化とは何ですか、まずお聞かせください。

○国務大臣(坂口力君) 一元化といふ場合は、過去の一元化の問題とこれから先の一元化の問題と、これは違つていふふうにしておりまして、過去に一元化といふふうにしてまいりましたのは、それは、様々な職域保険、職域年金を一元化していくという意味と、それから基礎年金のところを、これを一元化していく。各国民年金と、それから厚生年金、共済年金、共通部分を作つていくといふようなことが今までの一元化としてやられてきたこととあります。

今後の一元化の問題としましては、共済年金と厚生年金の一元化の話が私はあると思つて、今日御指摘をいただいたとおりでいふふうにしておりまして。

それに加えて、今度は国民年金と厚生年金との間の一元化をすれば、現在国民年金にお入りになつていらっしゃる皆さん方の自営業者の中にももう少し豊かな年金が確保できるのではないかと、こういう御意見だと思つて、山本さんの御主張に

なつて居るのは。だから……
○山本孝史君 違います。

○国務大臣(坂口力君) 違つたら、違つたところを後で言つて下さい。私はそう理解をいたしておりますが、この一元化をいたしますときに、その二階部分をどう作るかという話だと私は思つております。そういうふうには私は理解をして

○山本孝史君 そういう理解だということを知しながら、その理解と私の理解が違つたということをおしやうかという話をしていられるわけですね。その次におしやうかという話をしていられるわけですね。その次におしやうかという話をしていられるわけですね。その次におしやうかという話をしていられるわけですね。

私がまず申し上げている一元化は、この基礎年金、国民年金なんです。国民年金という全員が加入する年金制度、この間の本会議でも申し上げましたけれども、サラリーマンは厚生年金に入つていて、この間も、実は厚生年金と国民年金と両方に入つて居るわけですね。全員がこの国民年金制度に入つて居る。しかし、働き方によつて、一号、二号、三号といふふうに分けられて居る、こういう理解ですね。

それで、大臣の間からおしやうかというように、一元化、基礎年金は既に一元化が実現したとおしやうかという話です。何が実現したのか。これ、給付の一元化は実現したんです。ところが、負担の一元化は依然として実現してないんです。これ。六十一年に作られた基礎年金制度は、まだに改革は中途半端なんです。

一階部分と二階部分に分かれた。だから、縦論横論と申し上げましたのは、そもそも縦になつていたものを、基礎年金を作つて横に一つのものを作りましたと、横に切つたんです。これ。切つて、しかし、同じ保険料率、一緒に、一緒にくたてて、払つて居るからよく分からないけれども、実は両

方に入つて居るんだと。だから、ここは所得に依じた、報酬に依じた定率で払つて居ます、一三・五八。ここは一万三千三百円という定額で払つて居る。この世界の中には所得再分配があるけれども、この世界は所得再分配はほとんどないんです。負担の構造が違つたわけですね。この負担の構造を一緒にしたら、一つにしたら、みんなが同じ共通の基礎年金制度、国民年金と言つて居る中で、みんなが同じ負担をしようという構造にしようじゃないか、そう私は一元化という意味で申し上げて居るんです。

二階の部分を付けるというのは、これは自民党の皆さん方が我が案をけなすためにおしやうかという話であつて、いきなり一三・五八になるのかとか、あるいはこの国民年金の二階部分を付けるのかとおしやうかという話だけれども、それは次の議論なんです。まずはこの一階部分のこの負担の構造を同じものにするということが、私は、基礎年金制度の改革の仕上げというか、本来の基礎年金の在り方として成るものじゃないのかというのが私の一元化なんです、大臣はそう思いませんか。

○国務大臣(坂口力君) 今のお話を聞きますと、しかしそうはいいますもの、国民年金のところにも二階部分は作るんです。最後はそこを作るのかどうかなんです。

○山本孝史君 それは次の議論なんです。この上に二階を作るかどうかという話にしても、いざれにしても所得の捕捉はしなきゃいけないわけですから、この上に作るかどうかよりは、まずこの一階部分の所得の捕捉をして、これを所得に依じた負担構造にしようじゃないか。これ一三・五八で掛けています。九万八千円から六十二万円まで、それぞれ定率で掛かっているじゃないですか。でも、ここに例えば一千万を超えるような人たちがいても、これ一三・五八で済むわけですね。そうじゃなくて、この国民年金の、国民年金で言う第一号被保険者の中の所得のある人にも同じように負担してもらおうじゃないかと。

同じように負担してもらおうじゃないかと。

元々公明党さんも、昔、基本年金構想を出されたときに、あるいは六十一年の前の、基礎年金を作るとき前の議論として、本来やるならばこの一階部分も所得比例年金がいいねと言ったんですよ。ところが、なかなか所得の捕捉が難しいねと言ってます、あるいは自営業者が多いねと言ってきたわけですね。

ところが、今やこの第一号被保険者の実態は、これ自営業者といっても、このうちのかなりの部分はここの厚生年金からこぼれてきた人たちであつたり無職の人であつて、本来の自営業者というのとはこのほんの一部なんです。家族の従業員という方たちはみんな給与所得だから、そういう意味でいけば、皆さん駄目だ駄目だとおっしゃるだけども、その割合は非常に少ないんですよ、今は。

だから、それは一〇〇%の所得の捕捉は無理、一〇〇%の公平さは無理だと思われども、そこに向かつて一歩進んでいって、本来の六十一年改正の元々の議論であつた基礎年金制度の所得比例に近づけていくことにしないと。

私、古川さんがずっと言い続けていた話は、所得の捕捉はできないんですと、こうおっしゃるでしょう。所得の捕捉はできないと言いつつ、片方、所得税掛けているから、所得に応じて。ここから先も、介護保険にしても国民健康保険にしても所得に応じて払うんだから、やっぱり所得に応じて国民年金制度あるいは一号被保険者制度というものに向かつて進んでいくということではないと駄目なのに、皆さん方は、この上に付けて、一三・五八で、事業主負担もないのに高いものをするのかと、こうおっしゃるから、違うんです。

この部分を、だつて一三・五八のうちの一階部分は五%程度なんです。だから、この五%程度の部分と一万三千三百円の部分を同じ負担構造にするという方向が基礎年金の一元化あるいは一元化の第一歩なんじゃないんですかと、こう言つたら、ここまでいけば理解していただけます。
○国務大臣(坂口力君) 山本議員が描いてお見え

になりますその姿というのは分かりました。所得比例負担、所得比例負担と、一言で言つたらそういうことでしょうか。お考えになつて御趣旨というのによく理解できました。

○山本孝史君 私、これしかないと思うんです。それで、繰り返すにやりますけれども、所得の捕捉ができないとかなんとかおっしゃるんなら、元の姿に戻して、別々の制度にしてちょうだい。厚生年金は厚生年金でやります、国民年金は国民年金でやつて下さい、そういう方がサラリーマンからすれば公平な負担なんです。でも、六十一年改正でこまで来たんだつたら、この横論、縦論横論と言つていきますけれども、この横論でいくんであれば、そこをもう一遍やつぱり前に向かつて進んでいくことが年金改革の一番の重要点だと思います。

その第一歩として、私は、厚生年金の保険料一三・五八%を、両方の制度に入っているというんであれば、厚生年金の二階部分の保険料と一階部分の保険料と分けて払わせてくれと、サラリーマンの人たちに。分けて払つたら、自分たちは二つの制度に入つていて、この負担構造が違うというところについてどうするかという議論が、真つ当な議論が起ると思うんですけれども、そういうお考えはありませんか。

○政府参考人(吉武民樹君) 現実今の形で分けてというのは無理だろうと思つてますが、ただ、実際にその部分の財源として保険料率の部分だけで充たされているかというのは、審議会などでも御説明を申し上げてきております。

○山本孝史君 もう時間がありませんので終わります。

いずれにしても、未納の問題だとか副大臣の問題だとか、朝日先生に怒られるんじゃないかと、やつぱりちゃんと仕切つておかなきゃいけないと思つたので三十分近くまでそれに使つちやいましたけれども、この議論はもう終わりにさせていただきます。そのためにも、皆さん、ちよつと身ざれいにさせていただきます。

本論に入つて、少なくともこれ、このままで、未納のままで参議院の本会議、ポタンを押すということだけはやめてほしい。そんなの、国会、恥ですもの、そんなの。だから、副大臣のこともちゃんと処遇していただきたい。でないと、毎回毎回言わなきゃいけない。また帰れと言つて怒られるかもしれないけれども、だから、そこはやつぱり大臣として責任持つて副大臣の処遇を考へる、そして、こういうちゃんとした議論が、まともかどうかわからないけれども、ちゃんとした本議論ができるような環境整備をするというの、私、大臣の責任だと思つておられるので、そのことについて大臣の御決意をお伺いをして、私の質問終わりたいと思つておられます。

○国務大臣(坂口力君) 最後にお聞きしましたそのお話は非常に私もよく理解できる話でございます。まして、山本議員がお考えになつております案というものを今日私も初めて理解できたように思つておられます。

副大臣との問題等につきましては、これは過去のことではございますけれども、大変残念なことであつたというふうにも思つておられる次第でございます。しかし、ここから先、より議論を深めていただきますためには、両副大臣にも頑張つていただかなければならないと思つておられるところでございます。

○山本孝史君 一言いい。

それは、坂口大臣、あなたの監督責任だし、あなた自身も同罪ですよ、それ。だから、やつぱりそれはここできつちりけじめを付ける、それが私たち国会のやつぱりやるべきことだと再度申し上げます。

ありがとうございました。

○大脇雅子君 山本議員の骨太な議論の後、私はまず、同じ立場でございますけれども、この法案というものを成立させるべきかさせるべきでないのかという新聞の世論調査の数字がございまして、

〔委員長退席、理事藤井基之君着席〕
朝日新聞によりますと、この法案は成立させる

べきでないという数値が七〇%、そして成立させるべきだというのがわずか一六%であります。毎日新聞でもまた、成立させるべきでないというのが六二%ということでありまして、毎日新聞の社説、五月十八日の社説によりまして、「国民は政府案を見放した」という言葉が書かれております。そして、小泉首相は少なくとも法案を白紙に戻してけじめを付けるべきである、原点に立ち返つて徹底論議が必要だ、まず政治不信を払拭しなければならぬと述べているのであります。

この国民の世論というものを大臣はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(坂口力君) 私は、この年金問題を考えましたときには、やはり今後の年金問題の一番大事なこと何かに、どこに着眼をして今後の年金制度を作つていくのかということは、今、具体的な、山本議員がお触れになりましたような様々な具体的な問題はございましてけれども、最も大枠のところでは、どういふ制度を作るにいたしまして、少子高齢社会にマッチした案を作つていかなければならない、ここだけは紛れもない事実だと私は思つておられます。

ところが、高齢化の影響というのは現在既に出てきておりますが、少子化の影響というのは本格的に私はまだ出てきていないと思つておられます。しかし、これから二十年先、三十年先になりましたときに、もろにその影響が社会の中に出てくる。そのときに、多くの国民の皆さん方は、少子高齢社会とはこういう社会であつたかということをお分かりいただけるのではないかと、ううううに思つておられます。

しかし、今私たちがやらなければならないのは、そうした将来のことを見据えながら、少し国民の皆さん方から見まして御理解をいただけないところがあつたとしても、行うべきところは行つておかなければならないというふうには感じております。

したがいまして、新聞等の世論調査を見ますと、あるいはまたテレビ等の世論調査を見ました

ときに、確かに現在の反対意見というものは多い。それは私もよく理解をいたしておりますが、しかし、そうした現状というものについて、特に将来起るであろうことについて国民の皆さん方に全部それを理解をせよというところは甚だ難しいことだというふうに思います。

しかし、年金というものは遅れてはいけないうわけでありまして、余りにも後世に、若い世代の皆さん方に御負担を多くをしてはいけないわけでございますから、今のうちにその体制を整えて、そしてさらにその次どういう年金制度を最終的に作り上げるかということにつきましては、先ほどから御議論のあったところ、いろいろなお考えがありますから、そうしたことも念頭に入れてやっていくということがよろしいのではないかと、いうふうに私は思います。

○大脇雅子君 少子高齢化というものがいかに深刻な社会であるかということの大臣の御認識というものは的確であろうかと思いますが、この成立、現政府案を成立させるべきではないという国民の反応といえますか。私、これは、公的年金の信頼性が崩壊し、そしていわゆる社会の連帯というものが音を立てて崩れていくというような予兆ではないかと。国民の静かな反乱として、もつと深刻に受け止めるべきではないかと。

今の大臣のお話を聞いておると、そうした少子高齢化に対する国民の理解不足が原因であるというように聞こえてまいりますが、なぜ成立させるべきでないというふうになんか考えるのかという、その原因について重ねてお尋ねいたします。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどお答えを申し上げたことの延長になるわけですが、現在、反対をされます皆さん方の中にはいろいろの方が私におみえだと思えます。過去の社会保険庁等が行ってまいりました問題、そうしたこともこれは明らかにいたしましたから、そうしたことに對して反対をされる方もおありだと思えますし、あるいはまた、国会議員の中にも未納者が多いではないか

といったようなことに対して反対をされる方もおみえになる、いろいろの私は反対理由というものが存在するというふうにも思えます。

しかし、純粹に年金制度そのものを考えてみましたときに、やはり将来どうあるべきか、この少子高齢化という支える側の人間が少なくなっている社会の中でどこまで支えることができるのか、そしてそれに対して高齢期を迎えた人たちがどこまでそれを受けられるかという問題につきましても冷静に今判断をしなければならぬ問題であるというふうに思っております。その冷静な判断の中でお考えをいただけたらということ、今の環境、なかなか全体としては難しいことを十分に私も理解をしながら、しかしそこは冷静に我々は判断をしていかなければならないと思っております。

○大脇雅子君 前段の社会保険庁の様々な問題、それから議員自身の未納問題というものも確かにあると思えます。この点に関しては、先回、小泉首相は、任意加入の時期の不払というものは、自由なからだからどちらでもいいので、何で問題になるのかというふうに言われたのですが、坂口厚生労働大臣はニュアンスが違って、たとえ任意加入でも、国民皆保険という一つの年金制度ができた場合には、連帯をするという、社会のきずなということのために払うことが望ましいことであって、政治家であれば任意加入の時期といえどもやはり支払っておくということが一つの望ましい態度ではないかとおっしゃったニュアンスに聞きました。こうした国会議員の未納問題、とりわけ任意加入の時期の未納問題について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これは人によりまして受け止め方はかなり違うというふうに思えますけれども、歴史的に振り返ってみますと、昭和三十六年にこの皆保険制度がスタートをいたしました。そのときに、今まで年金に入っていないかた皆さん方はすべて何らかの年金に入れるようにこれは作られたわけでございます。しかし、そのときに、

共済年金でございますか、国会の互助年金と申しますか、この国会における年金等が既にそのときに存在をいたしておりました。そして、そうした年金に入っていない人で国民年金の中には入れない、入らないということでスタートしたという経緯がございます。

そうして、昭和五十五年になりますと、三十六年から皆年金制度がスタートをしたものですから、そうすると、二十年そこでもう経過をしていくわけでございます。国会議員に当選をされます皆さん方、その国会議員に当選をされる皆さん方の中にも、二十年とか二十二、三年もう掛金をさし、あとも一年とか、あとも四、五年でその資格を得られるという人も出てきたわけでございます。そうした皆さんに対して、余り国会議員だからというのでこれを拒否するというのではなくて、お入りをいただけるそこに余裕を作らうではないかということ、昭和五十五年に任意加入の制度になったというふうには私は理解をいたしております。

そして、六十一年を迎えまして、今度は国民全体で、今度は全体で支えるんだと。基礎年金という部分を全部がそこに作って、そして国民全体でそこを支えて受けるんだという、年金の理念と申しますか、考え方というものが大きくそこで展開されたというふうに思っております。

そうした中で、国会議員といえども今までの年金制度に入っているということだけで国民年金に入らないということを許されることはできない、国会議員もすべて入るべきであるということがそこでまた正式に決定されたという、そういう経緯がございますから、そうした経緯の中でこれは考えていかなければならないというふうに思っております。

○大脇雅子君 そうしますと、五十五年で任意加入になり、六十一年には法的義務化されたわけですが、私どもとしては、やはりこの法案を審議するという立場に立てば、先ほどの山本議員の言葉をかきれば、身ぎれいにボタンを押すべきだ

というふうに言われたのは、これは私どもその法案を審議する議員として当然のことであろうと思えます。

(理事藤井基之君退席、委員長着席)

ということになりますと、この厚生労働委員会における各審議に参加する委員の未納問題というものも明快になっていないのは自民党だけでございます。こういう点ははっきりとやはり審議の中で明らかにすべきであって、これは個人の問題だということではない。はっきりしておられる方もございますけれども、一般的にやはりそれはきちりすべきであろう。

これは、厚生労働委員会の理事会でしっかりと、最後には必ず開示をして、でき得る限り早く開示すべきだということをお決めいただきたいと思えますが、委員長にお願いしたいと思います。

○委員長(国井正幸君) ただいまの問題については、先般理事会で協議中でありましたが、改めて、大脇委員のお申出を受けて、後刻、理事会で更に協議を進めてまいります。

○大脇雅子君 さて、国民年金の未加入、未納によって発生します、無年金、低年金というものがその結果として発生するのですが、このようない先ほど言いましたような、成立させるべきでないという国民の意識の上に立つてこの発生予防策をどうするのか。とりわけ私は、憲法に保障する、二十五条が保障する生存権保障の見地からは最低保障年金を確保する必要があるというふう

に考えているものでございますが、こうした下限に対する制度上の保障がない。このままではともかく未加入、未納の強制徴収に、社会保険庁は抵抗できると思わないわけですが、この点については、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 生存権のお話ございました。これは社会保障全体の中で考えなければならぬことだというふうには私は思っておりますが、中には年金だけで暮らしていけない、年金はそれぞ

れの人によりまして額が違ってくるわけでございますから、私は、人によりましては年金額だけで生活のできない人もおみえだというふうに思っています。

しかし、その年金だけで生活のできない人の中にも、これは他に財産がたくさんありますとか、あるいはまた預貯金がありますとか、そうしたことで十分賄える人もおりますし、しかし、そうしたのも全くなくて、年金額も少ないという方もおみえでございます。したがって、負担と給付の中でこの年金制度は成り立っておりまして、年金制度は年金制度として、それで負担をしていただき、それに見合った給付をしていかなければなりませんけれども、それでなおかつやはり足りないところは、それは生活保護なりなんなり、ほかの問題もその中で併せて検討をしていくということだろうというふうに思います。

もうそんなことを言わずに、もう生活保護のような形はなくて、すべての人が年金という形であり、若しからここに参加をしていただいて、もうそれ一本でいこうというふうな考え方も中にはあるかもしれません。しかし、人によりましては、お若いときに非常に裕福であったけれども老後は非常に惨めになるという方もございますし、あるいはまたその反対の人もおみえになるわけでございますから、そうした問題と併せてここをどう考えていくかということについては議論を今後更に深めていただく必要があると私は思っております。

○大脇雅子君 国民年金の最低保障というものにつきましては、失業保険の最低額あるいは生活保護基準というものとやはり整合性が必要であろうと思えます。

スウェーデンでは、年一回オレンジの手紙というところで、自分の年金が果たして幾らになるのか、したがって幾ら払えば幾らになるのかという形で、非常にそのオレンジの手紙によって支払のインセンティブが掛かってくるということが言われておりますが、今回、社会保険庁がそうした年

金の様々な事務を統合する場合に、スウェーデンのようなオレンジの手紙というのを国民に出すのであれば百億円ぐらい掛かるとかいろいろ言われておるわけですが、この国民に対する国民自身の年金の情報公開というものはどのような形で将来していくかと考えておられるのでしょうか。

○国務大臣坂口力君 総論的に申し上げますと、ここはおこたえをしていくようなことにしないといけないというふうに思っております。何歳以上にするかというようなことがございまして、二十五歳や三十歳の皆さん方はまだ保険料を納められ始めたときでございますから、そこまで皆さん方にする必要はないという御意見もあるでしょうし、そこは年齢を幾つかにするかということとございまして、例えば十年なら十年以上掛金をしていただいた方々には、毎年毎年そういうことをおこたえをするというやり方もあるかというふうな思っております。いずれにいたしまして、これ整備をいたしまして、これからおこたえをしていくということにしなければいけないというふうな思っております。

中には、年金だけではなくて、ほかの社会保障についても、どれだけ掛金をあなたはしていただいております、そしてそれに対して何歳になられたらこういうサービスがございましてというようにすることも併せておこたえをすべきだという御意見もございまして、そうしたこともよく整理をさせていただきます。必要でございますが、とりわけ年金につきましてはおこたえをさせていただきますというふうに今後進めていきたいというふうに思っております。

○大脇雅子君 是非、そうした点は国民が待ち望んでいられることであろうというふうに思っています。

さて、私は一般質疑においても申し上げましたし、南野議員も先回の総理への質問で女性と年金問題について触れられました、今回の政府案に對しては、この問題というものは全く触れられていないと。モデルの、幾ら保険料で幾らもらえるかとい

う、いわゆるモデル世帯というのは片働き世帯になっております。夫が働き、妻が百三十万円以内で働く、そして被扶養者と位置付けられている世帯というものが基準になっておりますが、実は、働く主婦というのは既に専業主婦を上回っております。これはもちろん百三十万円を取得しているパートの人たちも含んですけれども上回っております。既に専業主婦を千五百万ほど上回っている。にもかかわらず、この年金のモデルというのが片働きの世帯というものが基準になっているというところは全く世にも不思議な、日本の議論の不思議と言われてもう久しいわけでありまして。日本は、この年金制度において、私は、そういう意味において、本当、奇想天外な百年の設計をしておられるのではないかとこのように思っています。

平成十三年の十二月に、女性のライフスタイル変化等に対応した年金の在り方に関する検討会の報告書が出ております。この報告書は、「終わりに」というところで強く要望しておりますことは、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保という問題というのは、これは女性と年金をめぐる問題だけではなくて、我が国の年金制度の在り方とか社会保障制度全体の問題だと。したがって、国民的論議が広く求められる。そして、現行制度から円滑な移行と長期的な視点が必要であると。そして、そのための環境整備をすべきである。

女性の人たちが今度の政府案に対して非常に大きな疑問を持つのは、この百年、現行制度を維持するのとか、もう実態が全然違っているのに一体どういふ時代錯誤なのかということ、持っている疑問、根本的な疑問であろうかと思えます。

この検討会の報告書が今度の年金制度の政府案を検討する際にどういふ取扱いをされたのでしょうか。そして、この報告書の評価は厚生労働省としてはどのように考えておられるのでしょうか。そして、その改革の展望というのは政府案のどこ

にあるのでしょうか。まず、この報告書よりなぜ後退したのかということについてお尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(坂口力君) 今御指摘になりました女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会、ここでの御議論、そしてその最終的な結論というのは先ほど御指摘をいたしたとおり、そのとおりでございます。この結論をいただいで、そして、ともかくにも、パートで働いていただいでいる皆さん方に対して、これはこの年金制度の中にお入りいただくことがいいのではないかと。まずそこから、かくスタートをするというのが手順としてよろしいのではないかとというのが最初の厚生労働省としての考え方でございました。

しかし、お話をだんだん進めてまいりますと、ここはなかなか私たちが思っておりますとおり国民の皆さん方と申しますか、パートで働いていただいでいる皆さん方もお受け取りいただいでいないということが分かってまいりました。それは、経営者の皆さん方が、特にパートをお雇いになつていらっしゃる皆さん方がそれは難しいというふうにおっしゃるのとはそれなりに経営上の理由があるというふうには思いますが、私たちが意外でございますしたのは、その中で働いておみえになりますパートの皆さん方から非常に多くの反対の陳情がございました。

このパートで働く人たちは、私たちはまず、現在三十時間以上ぐらいになっておりますが、これを二十時間以上というふうに言ったわけでございますが、それに対して反対が多かった。これは、先ほど御指摘をいただきましたとおり、三号被保険者というものを残したままで制度を改正するということに対してやはりいろいろの思いがあるのではないかとこのように理解をいたしております。

したがって、国民年金の方はもう今個人単位でございますが、厚生年金の方は御指摘のとおり世帯単位になっております。これを、それじゃ

りたいなと思ひ続けているのですが、これは分かりませんでしょうか。

○**国務大臣(坂口力君)** これは、そういう御質問があるというのを先ほど、お昼休みにちよっとお聞きしたわけでございますが、聞きましたところ、それを十分に証明するだけの計算というのは今ないようでございます。今後できるのかどうか、もう少し検討させていただきたいと思ひます。

○**大脇雅子君** 是非、これは共働きモデルを作る場合に非常に大きな問題であろうかと思ひます。確かに、女性の平均賃金は男性の平均賃金と比べて非常に低いと。そして、働く期間も育児や介護の時期があつて、日本のモデルはM字型と言われまして、育児の時期が退職あるいは休職するときに多いということで、この共働きモデルを設計する場合には、賃金を幾らに設定するのか、男性の賃金と女性年金の賃金格差をどうするのか、そして働く期間を何年と見越すのか、非常に難しいモデルがあり、そうしますと今の政府案とがらりと設計が変わつてござるを得ない。

したがって、そうなりますと保険料の額も、それから平均報酬、平均賃金の何%保障だということも全く違つたものにならざるを得ない。いわゆる世帯単位から個人単位への転換、これはもう私は必然だと思ひますけれども、これはどうしてもやらなければならぬ改革でございますので、そのときの財政総計算の中で支払われない保険、掛け捨てになつた保険料等、必要不可欠な数字となつてくると私は思ひますので、是非この点を検討してお教へいただきたいと思ひます。

(理事武見敬三君退席、委員長着席)
遺族年金については、これはどういふふうに見るのか。例えば、スウェーデンでは遺族年金というものは生活転換年金というふうに考えられておりました、いわゆる生活保障年金というよりは遺族年金の、若いときに掛けておいて、例えば若いときは五年の有期というふうな形では出ない

ということになつております。これはやはり、女性を自立したものとみなす、いわゆる潜在稼働力があると思ひなしての設計であらうかと思ひますが、この遺族年金の将来展望というものを、見直しの視点というものはお持ちなのではいでしょうか。

○**国務大臣(坂口力君)** 遺族年金につきましてもいろいろ御意見をちょうだいをしていらっしゃるでございます。

確かに、共働きをしておみえになります場合に、御自身の年金を選ばれる方、それから御自身の年金ではなくて亡くなられた配偶者の四分の三を選ばれる方、あるいは両方選ばれる方というのでしようか、様々、人によって違つておられます。今、一番御指摘になつておられますのは、御自身がお若いときにかんがりの保険料を納めていたながら、それは選択せずに御主人の四分の三を選択される方が一番多いと、八〇%あるという御指摘でございます。それは御指摘のとおりでございます。

その前に、今回の整理の仕方としましては、これ額が別に増えるわけではないわけですから、まず御自身の年金をお選びをいただく、そして御主人の、御主人と申しますか、配偶者の方の四分の三の方が多い場合にはその四分の三の額との差額と申しますか、それを上乗せしてお支払いをするという形で、御本人のまず保険料を、御本人の年金をまず生かしていただいて、そしてそれに上積みをするという今割り切りにさせていただきます。決まっています。決まっています。決まっています。決まっています。

奥様の方、奥様と申しますか、配偶者の、残られた方の方の年金額が非常に高ければそれは問題ないわけではございません、そうでないときにはそういう仕切りにさせていただきますところでございます。この問題、しかしこれで、これだけいいのかという御指摘もあるわけではございませんので、この辺のところも女性と年金の問題を考えていきますときに非常に重要であるというふう

に思つております。なぜなら、先ほどから御議論のありますように、平均寿命が年金の場合に非常に高い、そして男性の方が短いということになってまいりますと、この遺族年金の問題というのは今後大きな課題になるであろうというふうに思つていらっしゃるでございます。

○**大脇雅子君** 政府案に流れる哲学と申しますか、先回、社会保障制度学会で、社会保障学会で議論されたことは、政府案というものは、今までは生存権の観点から給付ありきという形では右肩上がりの経済の中でそれを考えてきたけれども、今回はこうした少子高齢化の中でまず拠出ありきということに哲学が変わつたのではないかと。この批判がなされておりました。そういたしますと、少子化というリスクといわゆる高齢化という余命伸長リスクというものはすべて拠出側に負わせるという結果の計算になつていないかということ、両世代にそれを分配するという視点というのが検討されなければならないということが議論されてきたということを申し上げて、やはり骨太の、やはり個人の一人一人の年金権というものを確立するための議論を更に行うべきであると。したがって、世論が正に見通しているこの法案というものはもう一度白紙にして出直すべきだと。それは政治不信の払拭だけではなくて、百年の年金設計のために必要だということも申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○**小池晃君** 午前中の質問の最後の金銭登録機等の問題で、厚生労働省と天下りの関係、人的関係あるのかということで、衆議院で答えたいという答弁ありましたが、衆議院では、個別の名前を挙げて厚生労働省との関係があるかということで、確かに大臣は調査報告されると答弁されていますけれども、今日、私、求めたのは、カワグチ技研、ニチネン企画、フォーム印刷社という三社についての人的関係があつたか否かを徹底的に調べてほしいということでしたので、これは今日初めて申し上げましたので、これは改めて調査して報告していただきたいということを最初に申し上げます。

○**国務大臣(坂口力君)** いやいや、そうなんです。スタート時点の話です。それは、この若い世代、その人その人の現役時代の手取り額の平均値、平均といいますが、手取り額の平均ですね、その五〇・二%を確保します。それは、そのときそのときの、そのときの現役男子の平均賃金とそれは一致をします。例えば、今から、今五十五歳の人がいまして、十年後に年金をもらい始めたとき仮定をいたしますと、十年後のその時期に、平均的な人が生涯受け取つてきた賃金、手取り賃金の五〇・二%と、そしてその十年後の、今からいけば何年になるか、二〇一四年

げます。さらに、おとこの審議の続きをちよっと議論したいんですが、五割割り込むじゃないかと。新規裁定期は五割超えるけれども、給付をしようば下がるんじゃないかということを私が指摘したならば、大臣は予算委員会でも議論したとおっしゃつた。私、いろいろ調べてみまして、厚労省にも聞きました。恐らくこの辺りがそうなのだろうなと思ひます。恐らくこの辺りがそうなのだろうなと思ひます。恐らくこの辺りがそうなのだろうなと思ひます。恐らくこの辺りがそうなのだろうなと思ひます。

○**国務大臣(坂口力君)** 一番最初のこの川崎何がし、この三社の関係のお話は一度調査いたしました。御報告を申し上げます。それから、その五〇%のお話でございますけれども、先日もこれは御質問をいただいたところでございますが、我々が申し上げておりましたのは、それぞれの人が生涯の間に受けました手取り賃金、平均手取り賃金、その五〇%を確保しますということも申し上げてきたわけでありまして。

○**小池晃君** 違つたよ。○**国務大臣(坂口力君)** いやいや、そうなんです。スタート時点の話です。それは、この若い世代、その人その人の現役時代の手取り額の平均値、平均といいますが、手取り額の平均ですね、その五〇・二%を確保します。それは、そのときそのときの、そのときの現役男子の平均賃金とそれは一致をします。例えば、今から、今五十五歳の人がいまして、十年後に年金をもらい始めたとき仮定をいたしますと、十年後のその時期に、平均的な人が生涯受け取つてきた賃金、手取り賃金の五〇・二%と、そしてその十年後の、今からいけば何年になるか、二〇一四年

○**国務大臣(坂口力君)** 一番最初のこの川崎何がし、この三社の関係のお話は一度調査いたしました。御報告を申し上げます。それから、その五〇%のお話でございますけれども、先日もこれは御質問をいただいたところでございますが、我々が申し上げておりましたのは、それぞれの人が生涯の間に受けました手取り賃金、平均手取り賃金、その五〇%を確保しますということも申し上げてきたわけでありまして。

になりますか、そのときの平均賃金とは一緒になると、こういうことを先日申し上げているわけでありまして。したがって、その人の生涯の受け取りますその人の平均賃金に対して将来の年金額を見ますと、それは五〇％、五〇・二％から下がっていくことはないんです。

しかし、もうちょっと言わせてください。しかしそれは言いますけれども、そのときそのとき、その十年先あるいは二十年先の、そのときそのときの現役の平均賃金と比較すると、その額は上がったいきますから、それはパーセントは下がります、こういうことを申し上げているわけです。

○小池晃君 おっしゃることはそうだと思います。だから私聞いてるのは、一つは、その後でおっしゃったことは衆議院では大臣の口からは説明してないですね。それはそうですよ。

○国務大臣(坂口力君) これは、たしか厚生労働委員会ではありませんでしたけれども、これは予算委員会だっと思えますが、これは古川議員が御質問になりました、絵をお示しになって、そして二〇二五年の段階でこれはこうなりますねという御質問をいただいた。

○小池晃君 いや、古川議員がそういう質問をしたのは、私は議事録、今日は示していますから、そこにあるんです。しかし、それに対して大臣の口から、新規裁定時は五割保障するけれども、その後は下がるといふ説明はしてないんですよ。それが一点。

それから二点目は、現役時代に自分がもらった給与の五割を保障しますというの、これはある意味では当たり前なんです。だって、その現役時代にももらった給与というのは、それが分母になるとすれば、それはその後変わらないわけですから、分母は。しかし、分子の方の年金の取り分は、これは物価下落しない限りこれは名目額下がることではないわけですから。そういう言い方を始めれば、新規裁定時に五割を超えていけば、その後はずっと五割を超えようということになるのは当然で

すよね。当たり前のことを言っているにすぎないんですよ。

こんな、年金の世界ではこういう比較の仕方はしないわけでしょう。所得代替率といえ、その時点その時点で賃金を再評価して、その賃金と比べて五割を保障するかどうかということが年金の考え方だと。局長そうですね、年金でいえば。

それで、この法律の考え方というのは、法律で示している条文は、正に、男子被保険者のうち平均的な賃金に対する比率が五〇％になるように給付水準を将来にわたり確保するというふうに言っているわけですから、正にこれは現役世代の収入との比率で五割を確保するということがこの法律の立法の趣旨だと思えますが、確認したいんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 大臣がお話し申し上げておられるのは、日本も、平成十一年改正の前までは、年金受給者につきましてもいわゆる賃金ベアをやってきただけでございまして、五年に一回。

これは御案内のとおり、その状態の年金制度を取られておられるのは、今では西ドイツでございまして。日本はその西ドイツと一緒にございまして、けれども、しかし後代負担を考えましたときに、年金受給者になられるまでは賃金を反映するけれども、その後は基本的には物価でお願いをしたというのが前回の改正でございまして。

それで、イギリスもアメリカもフランスも基本的にはこういう仕組みになってございまして。フランスの場合には、もっと現役時代の賃金再評価も行いまして物価で考えるという形です。

○小池晃君 聞いていないことを答えなさい。

○政府参考人(吉武民樹君) そういう形で申し上げましたときに、年金の裁定を受けた後は基本的には物価でござらんをいただきたいというのが前回の改正でございまして、そういう意味で賃金との関係の比率というのは、六十五歳までは賃金の関係の比率で見られるわけですが、その後はその水準を物価で維持するというでございまして。

す。そういうことを大臣が申し上げているということだろうと思えます。

○小池晃君 だから、現役時代に自分がもらった給与に照らして五割を保障するというのは、それは仕組みとしては当たり前のことで、問題は、その世代世代のときに、その後五割を保障しなくなるじゃないかと。

ちよつと大臣、はっきり答えていただきたいんですけれども、私は、大臣の口から衆議院で、五割保障するのは新規裁定時だけで、この後については下がっていくと、五割を割ることはあり得るという説明はされていないと思えますけれども、それはもう間違いないですね。そこをはっきりしていただかないと、これは、これは大事なことなんです。大臣ははっきり答えていただきたい。大臣に聞いていらっしゃるんだ、大臣の答弁ですから大臣に答えていただきたい。

○国務大臣(坂口力君) そういう議論もあつたように思いますが、私もよく一遍調べてみます。

問題は、年金を受給を始めてから、その後の物価の上昇と賃金の上昇がどういう形になるかによってそれは変わってくるわけでありまして。我々が描いておられるのは、物価の上昇よりも実質賃金の上昇の方が高くなるようなそういう世界をやはり描いておられて、そうする方が今後の少子高齢化を生かすためには大事ではないかというところを申し上げているわけです。

物価の上昇よりも賃金の上昇の方がカーブが上になれば、それは、その人その人のもう既にもらっている年金の額というのは、若い人の平均賃金と比較すれば下がっていくと。しかし、それはやむを得ないではないか、むしろそうなることの方が私はいいのではないかと先日出し申し上げたわけでありまして。

○小池晃君 物すがいい開き直りで、これ、まず説明一切しなかつたんですよ、そういうことについて。今初めてなんです。衆議院ではこういう議論は一切していないんです。大臣の口からは少な

くとも、古川議員から指摘されたけれども、それには答えてなくて、大臣が答えているのは、それは言っても名目額は減らさないとですよというふうな言っているだけで、この古川議員の指摘が正しいとも正しくないとも何も言っていないんです。今みたいな説明は衆議院では一切やっていない。にもかかわらず、小泉総理は、今あたかも今日初めてこの話をしたという話をしていらっしゃるけれども、そんなことはありません、こういう議論はよく指摘したというふうにおとこの当委員会で発言されています。これ、明らかにこの答弁は重大な偽りがあるというふうに思っています。

この件に関しては、これは総理の答弁ですから、総理の再答弁を私要求する。これは是非理事會でお諮りいただいて、ほかの問題でも総理の質疑は求められていますが、この点について再質疑を総理との間でやらせていただきたいということをお委員長にお諮りしたいと思っています。

○委員長(国井正幸君) ただいまの件については、後刻、理事會で協議をいたします。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

冒頭、今朝、読売新聞の報道について取り上げられた委員がいらつしやいましたけれども、私も、この日歯側、五月一日には特捜部の捜索を受けている厚労省が、二幹部に現金が渡っているというのが報道されているんです。これは、二〇〇一年から二〇〇三年、吉田前議員を介して受け取っているということが報道されているんです。私、私は、この問題について、四月の二十日の本委員会の質問で、厚生労働省の課長補佐以上の幹部が臼田会長を訪ねて、歯科医師会を本場に頻りに訪問している事実を取り上げました。私、もう本当にあれには調べてびっくりしましたけれども、二〇〇一年の八月から三年弱で五十回も訪問をしておりまして。

今回の報道を受けて、厚生労働省の職員が接待を受けたことがなかったのかということをやはり見てみなければいけないと思えます。そのことで

行政がゆがめられることがなかったのかというところも改めて疑惑の目が注がれているわけですので、その点についてきちんと調べる必要があるんじゃないかというふうに思います。

だから、報道された幹部は二人ということですが、それにとどまらず、接待の実態について全体像をきちんと明らかにする必要があります。思います。大臣、御答弁願います。

○国務大臣(坂口力君) 今朝、新聞に出ました問題は、私も今朝初めて見たわけでございます。まだそのことにつきましての省内の報告は受けておりません。この委員会が終わりましてら報告を受けるとも思いますが、もしあそこに出ておきますことが事実でありますならば、全体としてよく調査をしたいと思っております。

○井上美代君 当然お昼に見ておられるというふうに思いましたけれども、まだ見ておられないというふうな事実は事実でしょうか。是非きちんと調べていただきたい。そして、やっぱりこういう問題が、五十回も訪問されているんですから、今日の記事を読みながら、ああ、これは大変なことだというふうに思いましたので、是非、全面的な調査をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。年金制度と支え手の問題というのは非常に重要な部分だというふうに思っております。年金と雇用にかかわる問題も、何人かの委員からも質問がありましたように、この雇用の問題についても非常に重要だというふうに思っております。

政府は、今回の年金改正案を提案した理由として、急速な少子高齢化を挙げておられます。しかしながら、年金制度の支え手の問題は少子高齢化に左右されるだけではないと思えます。どれだけ皆さんの力が自らの能力として意欲をやはり持つて生き生きと生きたいと、このように思っております。そして、自分が体が続く限りは働きたいと、こういうふうに思っているらっしゃると思う

んです。つまり、労働力人口、就業者数がどうなるかが大変重要だというふうに思うんです。

政府の諮問機関も、社会保障制度を維持可能にするために、二十一世紀は特に女性や高齢者、こうした人たちが働きやすい、そして働き続けられる環境を作ることがどうしても必要だというふうに私考えております。そういう意味でも、政府の雇用政策はもう重要である、重要視しなければいけない、そして積極的に取り上げなければいけない、このように思います。

そこで、厚生年金の支え手の将来の見通しがどうなっているかが資料として、今日五枚ほどの資料を出しておりますが、お配りいただけましたでしょうか。お手元に行っている資料を是非見ていただきたいというふうに思います。

政府参考人にお聞きいたしますけれども、厚生年金の被保険者数は、今回の政府案の将来見通しと前回の将来見通しがどのように変わったのかというところを、その表にも出ておりますけれども、説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(吉武民樹君) 平成十一年、前回財政再計算におきます厚生年金の被保険者数の予測でございますが、西暦で申し上げますと、二〇〇五年度で三千四百八十八万人、二〇一〇年度で三千三百八十八万人、二〇一五年度で三千二百七十七万人、それから二〇二〇年度で三千二百七十七万人、二〇二五年度で三千二百七十七万人、二〇三〇年度で三千二百七十七万人となっております。

それから、平成十一年財政再計算と比較いたしますために、今回の財政再計算で実は農林共済、農林年金を統合いたしておりますので、そういう意味で集団が大きくなっておりますから、今回の財政再計算におきます厚生年金の被保険者数には旧農林共済部分が入っておりますので、これを控除しました被保険者数で申し上げますと、二〇〇五年度三千八百八十八万人、二〇一〇年度三千三百三十万人、二〇一五年度三千四百四十万人、二〇二〇年度二千九百八十八万人、二〇二五年度二千九百二十万人、それから二〇三〇年度二千九百二十万人と

なっております。

○井上美代君 今御説明がありましたけれども、皆さん方のお手元にあるのは一九九九年の改正、そしてまた二〇〇四年の改正というのが推計として出ていると思えます。二〇〇五年から二〇一〇年まで将来見通しをしているわけなんです。

今回の見通しは、前回の見通しと比べると大幅に人数が減ってしまったことが分かります。例えば二〇〇五年、これでいきますと、差引きしてあるんですけれどもマイナス二百九十、そしてマイナス二百五十というふうになつておりました。大変に大幅な減があつているということが分かるわけなんです。

来年の二〇〇五年については見通しがマイナス二百九十万人ということになるわけです。これは言ってみれば三百万人近くも減ってしまったということになるんです。そして、一番下の方に二〇一〇年についてはマイナス二百五十万人の見込み違いと、こういうふうになるわけです。前回の推計値が全体で二千四百四十万人ですので、一〇%以上も減ってしまったというわけなんです。もうこれは大変な支え手を失っているというふうに思っております。この一九九九年改正以後の五年間の影響で激減してしまったということになります。前回と比べ、本当に一〇%以上もう吹き飛んでしまつておられるわけですから、これは大変な深刻な問題であるというふうに思うわけなんです。

そこで、質問なんですけれども、なぜこれだけ厚生年金の被保険者は減ってしまったのだろうかというところです。政府参考人に御答弁願いたいと思えます。

○政府参考人(吉武民樹君) 今、先生のお話にございましたいわゆる直近の部分でございますね、直近の部分の減少でございます。

それから、この表でござらんをいただきますと、例えば二〇〇五年、二千四百四十万人から二千九百九十万人で、約二百五十万人減少しておりますが、これは、端的にござらんいただきますと、二〇〇五年で三千八百八十八万人ぐらゐの被保険者の数が

二千九百九十万人になるということでございます。これは別に雇用情勢が悪化したとかそういう問題ではございませんで、基本的には少子化の影響でございます。これ中位推計でございますが、少子化の影響というのはここでござらんになるほどやはり社会にとっては非常に大きな影響がござんまして、社会経済全体としてこの問題をどう考えるかというのは大変なテーマになつておるということがござらんだけだと思えます。

足下の状態を申し上げれば、基本的には、この数年間の経済の厳しき、それからこれに伴う雇用の問題が前回財政再計算で想定した、おりました状態よりも厳しかったということだろうというふうに思えます。

○井上美代君 少子高齢化のことを理由にしておられますけれども、私はやはりそこをきちんと見なければこを乗り切っていくことはできないというふうに思えます。

それで、やはり実績なども見てみたいと思えますが、この数年の実績を見ると、実際の厚生年金の加入者であるサラリーマン、労働者の数が前回の一九九九年の改正のときに見込みを大きく上回つて減つておるということで、資料には実績として下の方に二〇〇二年三千三百七十という数字を書いてあります。この数字は、前回の改正のときで見ると、二〇〇二年にそうなるだろうと見込んでいた数字が二〇〇二年にはもうそこまで到達してしまつたということになるんですね。だから、実績でいきますと二〇〇二年に三千三百七十ですが、一九九九年の改正のときに推計したというのでいきますと、二〇〇二年に三千七百七十というふうになつておりました。この数字は、偶然ですけれども、全く重なつてしまつて同じなんです。ということは、この一九九九年の改正のときに二〇〇〇年には三千七百七十人になるだろうというふうな予測していたものが、実績では二〇〇〇年に三千七百七十になつたということなんです。これは厚生労働省の資料を使つておられるわけなんですけれども、

そういうふうになっております。これは十八年も早く、これは二〇二〇年ですから、十八年も早くもう人数が減ってしまったことになるんです。

少子化の影響の前に、私は正に、これは財界のリストラ、そして雇用の流動化政策をずつと取っておりますけれども、それによってこういう結果がもたらされたんだというふうに思っているんです。もちろん少子高齢化も私はあるというふうに思っておりますけれども、この間のリストラや、そしてまたいろんな雇用の形態がどんどん変わってきてますよね。そういう中で結果がもたらしたものだというふうに思っております。

もう一つ、二枚目の資料なんですけれども、これは短時間雇用の比率の見直しを出したものです。これは一度予算委員会を出しているんですけども、もう一度改めて年金との関係で見てもよいかというところで出しました。

二〇二五年までの短時間雇用の比率の見直しです。短時間雇用の比率は、非農業雇用者に占める一週間の労働時間が三十五時間未満の人の割合です。一九九八年の推計値と二〇二〇年の推計値がここにあるわけです。上の方が平成十四年ですから、〇二年の推計です。下の方が平成十四年の推計です。だから、それを見ていただければどのような比率で見直しを考えているのかということが、下に年号がありますので、二〇〇五年から二〇一〇年、二〇一五年、二〇二〇年、二〇二五年というふうにいえます。

そうしましたら、十年の推計によりまして二四・七から二五・三というふうに残り大きくは変わっていないんですね。ところが、平成十四年の推計になりまして、二七・二から、三〇・六、三二・三、そして三五・八、こういうふうになっております。ここが違っているわけなんです。これについて、これはどのように違っているのかという、その説明を政府参考人にお願したいと思います。

○政府参考人(青木功君) 短時間雇用人比率の見

通しの問題でございましてけれども、御案内のように、資料にもございますが、平成十四年推計における短時間雇用人比率につきましては平成十年の推計よりもかなり上方に高まるというふうな推計をしておりまして、これは、十年の推計以降、想定したよりも短時間雇用人の比率が高まったということ等を前提にいたしまして推計をしたものでございます。現在の雇用の動向であるとか、あるいは女性の職場進出、あるいは高齢化に伴う多様な就業形態の進展、そういったものを見ますと、こういった見方になるんじゃないかというふうな考えが次第です。

○井上美代君 二〇二五年には、一九九八年推計と比べて二〇〇二年推計では何%これは違うということになるんでしょうか。

○政府参考人(青木功君) 平成十年度推計では二五・三の、十四年推計三五・八でございますので、一〇・五ポイント程度になるかと思っております。

○井上美代君 一〇%以上違っているということ、これは大変な違いだということに思っています。特に女性が不安定雇用に非常に移っていったところという、それも女性が不安定雇用のところにおりまして、更にそこにどんどん移されて、正社員から変わってきているという問題があります。

それで、短時間雇用人の推計がこれだけ違ってきてしまったということは一体なぜだろうかというふうに思いますが、その点、参考人の答弁を求めます。

○政府参考人(青木功君) 繰り返しになります。もちろんこの比率は、これからその時々々の雇用情勢、経済情勢がどうなるかによって動くものでございます。それを前提に申し上げますと、労働力の構成が変わってまいります。これは、先生御案内のとおり、少子高齢化の中で働く方に占める年齢の高い方の割合も増えていきますし、しかし、そういった方々のお力を社会は必要としております。また、家庭と両立をしながら働く方々も増えてまいります。

そういった方々がどういった形で就業するかと申しますと、今よりも少し多様な形で就労が増えてくると。また、そういったことでないと社会全体が成り立たないというようなことを加味したものとこのように考えます。

○井上美代君 短時間雇用人もこの間やはり非常に増えてきているということ、将来見込みも大きく変わってきているということを見ることもできると思うんです。これもやはりこの間の雇用の流動化によって、労働法制にいわゆる規制緩和というのがあります、本委員会でもいろいろ審議いたしましたけれども、労働基準法や労働者の派遣法の改正がありましたよね。そのように正社員が派遣に変わっていく、パートなどに置き換えられていくという、この影響というのは間違いないというふうに私思っております。

こういう状況で厚生年金の人数がどんどん減っていくわけなんです、今回の政府案の見直しも危うくなっているのではないかと、この問題が出てきているというようにこの統計からも見ることができるといえるんじゃないだろうかというふうに思っています。

もう一回資料の一を見てほしいんですけども、二〇〇二年で、農林共済を除いて、実績でいいますと、既にこの実績は、先ほど申し上げましたように三千七百万人ですね。今回の推計では、二〇〇五年が三千八百万人ということで、十万人既に下回っているわけなんですけれども、実績の出ている二〇〇二年まで毎年減ってきておられます。この社会保険庁の速報によりまして、二〇〇三年の三月まで毎月減っているわけなんです。今年になってからも、失業率が落ちたといっても、増えているのはパートとか派遣が増えているわけですね。いわゆる不安定雇用なんです。これで果たして二〇〇五年に見込みどおりかというふうな不安に思っているわけなんです。やはりこれは非常に厳しい数字ではないかなというふうな思っております。御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) これ、ごらんをいただきますと、二〇〇二年で三千七百万人、十六年財政再計算で、農林共済を除きますので、二〇〇五年で三千八百万人ということでございます。

で、足下は若干変わってきておりますけれども、十万人ぐらゐの形がどうなるかということですが、現実にはこの数年間、雇用の関係におきまして、これは必ずしも、年金の被保険者で申し上げますと、第二号被保険者と第一号被保険者の関係で申し上げますと、通常は第一号被保険者が減少しながら第二号被保険者が増えます。増えますが、これは一方的にそうなっているわけではございませんで、いわゆる第二号から一号になる方が相当おられ、それから一号から二号になる方が相当おられ、その中の総合計をいたしますと、経済が非常に安定して雇用の良かった時代は第二号が増えるということだったわけでございます。

しかし、この数年、そういう状態の中で、第二号から第一号になる方が増えて、第一号から第二号になる方が少なくなると、結果的に第二号が減少してきているという状態でございます。しかしこれも、必ずしも先生がおっしゃるようには必ずしもパートという形で移行していくのか、それとも、最近ではGDPも相当上がってきておりますので、そういう状態の後に、通常、雇用は遅行指標でございますので、経済が回復した後に雇用の改善が来るというのが通常でございます。今回の雇用の面で見ても、経済の後に雇用が来ておりますので、そういう点をよく見ていく必要があるだろうというふうな思っております。

それから、私も何もこれは、その財政再計算、百年間という形でやらせていただいているわけでございますので、その足下の一年、二年、三年が財政再計算で想定している数字とびたり合うかどうかということよりも、全体的な動きがどうなってくるかということが年金財政なり年金制度の安定のために必要でございます。私どもの今回の計算で申し上げますと、足下の状態は非常に

厳しい状態から厚生年金の被保険者数は出発をしておりますので、足下の非常に悪い状態はある意味で一〇〇%織り込ませていただいているということでございます。

○井上美代君 何か見込みがあるようにおっしゃるんですけども、私はそこを、足下から、足下がこうなっているけれども、先は大丈夫のようにおっしゃるんですけども、それこそ足下が大変なんだから先はもつと大変なんですよ。そこはやっぱり見ていただかなきゃいけないと思えますよ。

増える要素が、じゃ、あるんですか、見込みがあるんですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 結局三十年、五十年という形で長期の財政試算を行いますから、そのときに、通常の例えは五年あるいは十年というふうな、例えば内閣府のモデルがござりますけれども、そういうシナリオモデルのような計算ではなかなかこれはもうできないというのは御案内のとおりでございます。ですから、むしろ中長期の状態を私どもので申し上げれば、賃金なり物価なり、あるいは運用で申し上げれば運用収益率を見ながら、それから基本的には人口の推移、それから労働力率、こういうものを大きな状態で見ながら考えていくというのが年金の財政計算でございます。これを三十年、四十年、五十年というところを非常に細かなところで見ても、なかなかそれは全体の趨勢にはならないだろうということあります。

しかも、私どもの場合には、基本は標準ケースで示させていただいておりますけれども、それ以外にも、少し経済が良くなった場合、悪くなった場合というのでもこれまで御説明申し上げておりますので、そういう中で年金制度全体の安定を考えたというところから、それから、何度も申し上げておりますが、今回の財政再計算に当たりましては、この厚生年金の被保険者数が非常に減ってきているという状態をまず足下で前提にして今のようなことを計算をさせていただいております。

ということでございます。

○井上美代君 やはり私は今の答弁では全く納得がいきません。今の社会を見てください。今の困っている人たちのことを聞いてください。私は納得いたしません。

いずれにしましても、私は、達成できる保証は今のところはないし、努力をされればそれは違いかもいれませんが、今の数字を示したように、十八年間しか、十八年先のがもう既に実績として出ているんです。ひどいじゃありませんか。こんな中で達成できる保証というのは私はない。だから、大変厳しい状況にあるんだということを見なければいけないんじゃないかと思えます。厚生年金の被保険者数のこの減少というのは大変深刻な問題であるというふうに思っています。厚生労働省の見通しを大きく上回って、そして減ってきています。

そこで、大臣の基本的な認識をお尋ねしたいのですが、前回の改正からの厚生年金の被保険者数の減少によって厚生年金財政は大きく悪化したとお思いになりますか。いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどの御意見と聞いておまして、今後の見通しとして間違いないのは、少子高齢化における影響はこれは間違いないと出てくることは事実でございます。経済の動向につきましては、これはなかなか予測し難いところがありますけれども、ここは一定の条件を置いて予測をしていく以外にないだろうというふうな思っています。この数年間の厳しい経済の動向というものをやはり踏まえて計算をしておることと事実でございますので、そうしたことも織り込んで今後の計算をさせていただいているということでございます。

それから、近年の厚生年金の被保険者数が非常に減ってきている、これが財政に影響を与えているのではないかとのお話でございますが、これは減ればその分与えることは御指摘のとおりでございます。それは私も影響は与えるというふうな思っております。ただ、これから先、この経済の

動向にもよりますけれども、全体として、委員も最初にお触れになりましたように、これから先の女性の働き方、そしてまた中高年と申しますか、六十歳代の皆さんの働き方をどのように改善をしていくかということによってこの雇用の関係は大きく変わる、年金に与える影響は大きく変わる。私は思っております。そうしたところはどういうことか政策的なところ入れをしてくかということ。これが最大の課題というふうに考えております。

○井上美代君 私は、女性の問題についても本来取り上げたいんですが、今日はもう本当に短い時間しかいたしておりませんので、だから取り上げ切れないんですけども、私は、女性の問題も含めまして、やはり少子高齢化だけではなくて、これは経済の問題、雇用の政策、こういうものがかわっている。今大臣がそれを答弁して下さいましたので、やはり年金財政がこのままでは悪化するということを認めていただいたと、そして改善を図っていかねばいけないということ。これを御答弁いただいたと、そのように受け取っております。

○国務大臣(坂口力君) 経済の状況が悪いまま経過をすれば、それは今後影響が出るということでございますが、そこは我々も経済の状況というのを良くしていかねばいけませんし、かなり回復をしてくることも事実でございますから、もう少しこれは回復させなければいけないわけから先もこの四、五年の関係がずっと続いていくことには決して考えておりません。

○井上美代君 例えば、具体的に挙げれば、どういう努力というのを大臣はお考えになつていらっしゃるか。

○国務大臣(坂口力君) これは厚生労働省の範囲の中の課題とそれ以外の課題と、両方あるというふうに思います。一つは、先ほど申しましたように、我々の範囲の中でいけば、それは中高年の雇用の問題やあるいはまた女性の働き方、M字型のカーブをどう改善

善をしていくかといったようなことが非常に大きな影響を与えるというふうに思っております。

しかし、それ以外の、経済全体で見れば、経済の発展のために何が一番必要かと。それは日本にとりまして労働生産性を高めていく以外にないわけでありまして、労働生産性を高めるための手をどう打つか、研究開発にどう我々が力を入れていくか、そうしたことによって私は日本の経済というものは回復していくというふうに思っております。

○井上美代君 私は、年金の財政を悪化させているという問題というのは、財界の雇用流動化の戦略というのがやはりあると思えます。これを後押ししてきている今の政府の雇用政策、ここに問題があるというふうに思っております。

資料をもう一つ出しているんですが、三ページ、三枚目の資料です。これは厚生年金被保険者数の年齢層別の推計値と実績の比較というものです。これを見ていただきますと、これ一九九九年の改正のときの数字なんですけれども、厚生労働省は二〇〇〇年については年齢層別の推計値を出していたのですが、二〇〇一年、二〇〇二年については合計人数だけで、いわゆるここにありますが、年別の推計というのがないわけなんです。それで、言ってみれば、合計人数のところから計算をさせていただいてこれを作りました。私のところで作り出した資料をだから合わせているわけです。

それから、前のもそうでしたけれども、農林共済とか六十五歳以上は含まないとか含むとかというのを下の方に注で書いてあるんですけども、農林共済につきましては既に二〇〇二年に統合されているんですね。しかしながら、この比較を各年度やるものですから、それに合わせてこれも作っているという事です。

これを見ますと、やはり二十代の若者のところで激減をすることがまず分かります。これは、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年というのを見てほしいんですけども、二十歳から二十

四歳、二十五歳から二十九歳、このところがどの年度にしても大きいんです。もう一つ大きいのは、四十五歳から四十九歳、五十歳から五十四歳。ここを見ていただきますと、例えば二〇〇二年でいきますとマイナスイナス六十、マイナスイナス五十九ということ、高いですね。要するに、若者とそして中高年、ここが激減しているということが分かると思います。四十代の後半は、言ってみれば二十九万、五十二万、そして六十万人、こういうふう減っているでしょう。この上の二十から二十四歳のところはもう二〇〇二年は百五というふう数字が出ておりますので、そういう点でも非常に大きい。

そして、失業と不安定雇用の言ってみれば激増の中身というのが、若者は厚生年金に入れなくなっているし、中高年は大企業を中心とした正社員の削減、そして不安定雇用への置き換えの結果、多く減ることになっていると。正にこの間の財政と政府の雇用流動化政策の結果だというふうに思っています。

これは、やはり先ほどから、近年のこうした雇用に対する影響というのはいずれ非常に大変なものがあるというところは先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、やはり私は、この近年示された、これから先のことを考えたときに、この近年の雇用問題、こうした問題については相当そこから教訓を引き出して改めていかなければいけない問題があるのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、雇用流動化の問題も含めまして大臣がどう考えておられるのかということ、そこをお聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(坂口力君) この表がどこまで正しいのかということを私よく分かりませんけれども、しかし想像いたしますところ、二十歳代前半、それから五十歳代のところ、この辺のところは現在失業率等におきましても厳しいところ、ごさいますから、それと合わせますと、ある程度の方性は示しているのかもしれないというふうに思

いながらこの表を拜見したわけでございます。こうした動向というのは、現在、ここにもありますように、年齢層によりまして違っているものが一つございまして、それからもう一つは、地域における格差というものが非常に大きくなっておりまして、この両方から私は見ていかなければいけないというふうに思っております。

一つ、年齢層の問題といたしましては、二十歳代前後と申しますか、二十四歳未満、このところはどういう手だてを行うかということが非常に大事でございまして、我々もここに鋭意取り組んでいるところでございまして、一つは、高等学校卒業の皆さん方に対してデュアルシステムというのを取り入れて、そして何とかひとつ皆さん方の実技と申しますか、実務と申しますか、そうしたものと、それから教育というものを、お勤めになりながら勉強をしていただくというその姿を作り上げていきたい。それから、トライアル雇用が非常に大きな効果を現しておりますので、そうしたトライアル雇用も拡大をしていって、若い皆さん方に対してきめ細かな対応をしていくということが大事だというふうに思っております。

高等学校におきましては、優秀な、優秀なと申しますか、立派な先生がおみえになりますところ非常に就職率もいいわけでございまして、学校による格差が非常に大きいものでございまして、特に悪いところに対しましてはハローワークの職員を派遣をいたしまして御相談に乗るといったようなことを行っているとございまして。

○井上美代君 この表で見ましてもそうだけれども、一九九〇年代の後半に始まり一連の労働法制の改善があります。先ほど申し上げたんですけれども、労働者の派遣法というのは、やはり企業の使い勝手が非常にいい労働力をどういうふうにしていくかということ、でやられたというふうに思います。そしてまた、労働基準法も有期雇用を拡大していきましたよね。そして、財界は、まだまだ足りないということで、規制緩和の名の下に新たな労働法制の

改善を進めようとしておられます。財界と政府が進めてこられた雇用政策を大きく転換させない限り、更にやはり低賃金労働者が増えていく、拡大していく、そして若者のフリーター化を進めることになっていくと。不安定雇用というのは、フリーターもそうだし、パートタイムもそうだし、いろいろな形で、契約社員もそうだし、いろいろあります。

年金財政は政府の見直しを上回って悪化していくことになるというふうに思いますけれども、雇用政策を改めて、やはり労働者の雇用のところ、そして所得がもっと均等待遇になるようにする、こういう改善の政策なしにはやはり転換できないのではないかなというふうに思っておりますけれども、大臣、その点はいかががでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今御指摘になったのはパートタイムのお話でございましょうか。パートタイム労働者の問題におきましては、やはり同一のお仕事をなさっている以上、同一賃金に近づけていくというのが我々の考えておりますこととございまして、パートタイムの中にも様々な形がございまして、正規雇用と同じようなお仕事をなさっている人につきましては、これはもう当然のことながら、正規雇用と同じような時間帯の賃金をこれは整備をすべきだというふうに思っております。

しかし、中身におきまして正規の職員の、職員と申しますか、従業員の皆さん方と違いますが、ときには、それなりの評価をしていただかなければならないわけがございますから、そこも若干は見定めを付けたいといふふうな思っておりますが、全体としての傾向といたしましては、パートタイム労働者に対するやはり地位向上というものが大事だというふうに思っている次第でございまして。

○井上美代君 私、今のパートタイムだけではなくて、均等待遇というのは、仕事を同じにしなから、それ以上をやっている人と差別を付けられたりしているという問題ですから、パートタイ

マーだけに限らないわけなんですけれども、やはり均等待遇をきちんと実現させていくということが大事だと思っております。是非、大臣、その点について前進させてほしいというふうに思います。最後に、私は独り暮らしの高齢者がどうい生活をしているのかということをお紹介したいというふうに思います。

資料を皆さん方の中に入れております。ほかにもしたかったものから資料が余分になっておりますけれども、一番最後のところにとじてありますので、見ていただきたいと思います。

東京に、二十三区内で東京に住んでいる方で、Aさんというふうにしましょうか。女性は八十九歳です。Aさんは国民年金四万三千円だけが収入です。正に国民年金の平均額とほぼ同じです。資料でお示したのが月々の平均の支出です。家計簿をきちんと付けていらつしやいますので出すことができたわけなんです。毎月二万円の赤字になっているというのは、一番下に赤字が書いてあります。貯金を取り崩しながら、もうやつの思いで暮らしておられます。食費は二万円ちよつとです。おふろも三日に一回も入れず、買い物も一番安いところで買っている、これ以上削れと言われても無理だと、こういうふう言っておられました。それでもできるだけほかの人には迷惑を掛けず生きていこうと一生懸命努力しておられる方でございます。

こういう方の給付額も削ってしまうというのが今回の政府案なんです。こういう人たちに温かい光を当てるのが政治の役割だというふうに思っていますけれども、その点ほどのようにお考えになるでしょうか。さらに、年金を削れるというのは、これは言ってみれば憲法の二十五条の生存権の侵害以外の何物でもないというふうに思います。こういう人の年金を実質的に削っていく、絶対やってはいけないことに手を付けているのが今回の政府案だということに思っております。大臣、こういう高齢者はたくさんおられます。

こういう人たちに生活のどこをこれ以上削れと言
うことができるでしょうか。私は、この方のこ
の家計簿を見ながら、この方はまだ掛かっ
ていないから医療費が意外にまだ掛かっ
ていないですね。これはもう八十九歳とな
りかたの病気を持つことになるわけでは
ない点で、これはもういよいよ生きてい
けないという気がしているんですけども、
大臣、ここはお考えになるでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 個々のケースではいろいろ
の方がおみえになるというふうに思いま
す。ここにお出しをいただきましたAさん
でしようか、そのぐらゐの年齢でございま
す。国民年金も非常に低い方が多ござい
ますから、こういう年金の方もおみえだ
というふうに思いま

す。しかし、年金と比較をいたしますと二万円
の差が出て、そして、しかし生活を、そこ
をいわゆる預貯金の中からお出しをいた
だいておられるというところと、現在の
高齢者もそうでございますし、これか
らの高齢期を迎える者にとりまして、な
かなか年金だけで生活をするというこ
と、なかなか厳しい場合も私は率直に
言つてあると思ひます。それは夫婦そ
ろつておられますときにはまだよろし
うございしますが、一人一人になりまし
たときに一体どうするかという問題
はあらうかと思ひます。

そこは年金だけで決着の付く話ではござ
いませぬ。全体でどうこれを解決をし
ていくかということとを考へていかな
ければならぬ課題であるといふふう
に思つておられます。○井上美代君 何
しろ低所得者の方々、高齢者の方々、
こういう方々が本心に安心して生き
ていける、そういう年金にしていかな
ければいけないといふふうに思つて
おられます。これは、全額税で、当面
は今の財政

からして五万円とするというところで、
それを提案しているわけなんですけれ
ども、やはりこの方向でなければ、こ
うした今のAさんのような深刻な低
年金、そして無年金の問題というの
は解決できないといふふうに思ふん
です。世論調査では、今本国会で年金
法案を通すなどという声が広がり、そ
してたくさんになり、圧倒的にその
方たちが今広がっているところなん
です。

私は、徹底審議の上、これは廃案に
するしかないことを表明いたしまして、
質問を終わりたいと思ひます。○西川
きよし君 どうぞよろしくお願ひいた
します。まず、午前中の御質問でござ
いますけれども、現行の水準の年金を
受けたいと思へば私は何歳の時点ま
での繰下げがいいのでしょうかとい
うことをお伺ひいたしました。そう
いたしますと、六十七歳と二か月とい
うお答えをちょうだいいたしました。
僕自身もびっくりいたしました。よく
こまごま計算をしていただけだとい
ふふうに、六十七歳と二か月というこ
とでございます。できればこの年齢ま
で元気で働きたいといふふうに考へ
ておられる方々も世の中にはたくさん
いらっしゃるのではないかと思ひま
す。これを聞いて、また頑張ろうとい
う方もたくさんお増えになるのでは
ないかと思ひます。

しかし、やはりそれは申ししても、働
けなくなったそのことをやっぱり考
へますと、経済的な面での自助とい
うことになるわけですが、これも、こ
の点についてはどのような対応が取
られているのか、副大臣、引き続きよ
ろしくお願ひいたします。

○副大臣(森英介君) 今回の制度改正
におきましては、公的年金の給付水
準の見直しを行うとともに、老後生
活の自助の一つである企業年金につ
いてもその充実を図る措置を盛り込
んでおられます。具体的には、企業年
金の一つである確定拠出年

金について、その拠出額の限度を引
き上げることにより将来の年金給付
の充実を図ることといたしております。
また、企業年金の中核である厚生年
金基金については、前回改正で凍結
された免除保険料率の凍結を解除し
、引き上げることによりまして財
政の安定化を図ります。また、雇
用の流動化に対応した企業年金の通
算措置の改善を図るなどの措置を行
うことといたしております。

○西川きよし君 ありがとうございます。
そこで、例えば、今御答弁の中にも
出てまいりましたけれども、確定拠
出年金でございますが、この限度額
を引上げたいと思ひますけれども、
企業型で他の企業年金がない場合、
今回三万六千円から四万六千円、つ
まり一万円引き上げることになつて
おられるわけですが、素朴な疑問と
いたしまして、この一万円というの
は、どういう意味なのかと自分自身
考へたんですけれども、例えば根拠
というふうなものがあるのかと思ひ
ます。この一万円ですが、

○政府参考人(吉武民樹君) 確定拠
出年金、平成十三年に創設された制
度でございますけれども、この限度
額につきましては、厚生年金基金の
いわゆる上乗せ部分と申しまして、
代行、厚生年金の本体を代行してい
る部分ではありません。本来の企
業年金部分の望ましい水準、これは
公的年金の場合には生涯の平均賃
金に對してどれぐらゐの所得とい
う、所得代替率といふことであり
ますが、退職直前の給与水準、退
職直前です、通常は退職する直前
の給与は高くなりますので、その
給与水準の六割程度を公的年金と
厚生年金基金の上乗せで達成しよ
うというのが望ましい水準でござ
いまして、これを念頭に設定をいた
しております。

今回、厚生年金あるいは基礎年金
につきましては二十年ぐらゐ掛け
まして給付水準を調整をさせていただきます
ので、最終的には五〇%程度とい
ふふうになります。そうしますと、
その分だけ公的年金の分野が少し
小さくなりますので、この差を

今申し上げました限度額の引上げ
で達成しようということでございます。
したがって、退職直前の給与水準
の六割程度の望ましい水準はそのまま
維持しながら、サラリーマンの大
部分の方、例えば給与でいいです
と九割ぐらゐの高いところにある
方、年収八百万円ぐらゐの方でこ
れは達成できるというのは、今申
し上げた一万円の引上げに伴いま
す四万六千円の拠出水準でござ
います。

○西川きよし君 ありがとうございます。
その限度額の引上げについてござ
いますけれども、それがどの程度の
支えになるのか、余り理解ができ
なかつたわけですから、先ほどの
大臣の御答弁でも自助、自分で努
力をして頑張つてもらうという部
分もございまして、この御答弁を
午前中にもいただきました。この
経済面での自助、それについての
支援というものは果たしてこれ
だけで十分だと思へないわけ
ですけれども、さらに財形貯蓄制
度の拡充であるとか税制上の配
慮等々、この自助を支援するとい
う点での対策でございますけれども、
財務当局との十分なお話をいた
だくというふうなことも大変必要
ではないかと思ひます。今日は是非
大臣の御見解をお伺ひしておけ
ばと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 自助の言
わば中身についてだといふふうに
思ひますが、これは全く個人が行
います自助といふものもございま
すけれども、それだけでなくて、
やはり社会全体が支援をして、
そしてそれぞれの皆さん方が自
らの将来に備へやすい環境を作
り上げていくという問題もその
中には広い意味で含まれるとい
ふふうに思つてお

しますが、企業におきましての
企業年金、あるいはまた四〇一
kのような新しい制度とい
つたようなものもその中の一
つに加えられるといふふう
に思ひますし、そうしたものを
選択しやすい状況、そしてまた
それが将来の、例えば職場
を替わられてもそれはどこへ
でもそれが付いてい

の二六・九％でございます。それからその次は、年配者が職業能力的に対応できないから等の回答率が高くなっているわけでございます。

したがって、やはりこうした調査を踏まえ、まず、企業が募集・採用に当たって年齢制限を行う背景には、まず、やはり一つは、我が国の年功的な賃金、人事、処遇制度、高齢者の方が賃金が高いということが一つあると思います。それからもう一つは、やはり新卒者を一括で採用して長期間にわたって育てていくという、こういう雇用慣行があるということ。それから、これは事業主の意識でございますけれども、やはり高齢者は加齢に伴って意欲や体力が低下するという事業主の認識があること、これは必ずしも客観的に正しいわけではないですけれども、そういう意識が存在するということがあるんじゃないかと思っております。

したがって、こういう事業主の意識でございますか、我が国の年功的な賃金、人事、処遇制度を見直していくことが、募集・採用に当たっての年齢制限は正のためには必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。いろいろと御答弁をいただいたわけですが、もうこの努力義務を禁止規定に、先ほども出ましたが、禁止規定にした方がいいのではないかと、そんな意見も本場に強くあるわけですが、この辺りの御判断、改めてどういった理由があったのか、これは大臣ではなしに政府側にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話のございました募集・採用時の年齢制限の禁止につきまして、大臣からもお話ございましたように、やはり将来の課題としてそういうことをすべきではないかという議論もありまして、審議会の場でもいろいろな検討が行われて、いろいろ議論はありましたが、最終的には、現時点では直ちにこれを行うことは適当ではないという結論に達したところでございます。

その理由でございますけれども、まず第一は、先ほど先生からお話ございましたように、現在、年齢不問求人の割合が約一八％にすぎないというところで、これを直ちに法律上禁止しますと、我が国企業の雇用管理の実態との乖離が大き過ぎるのではないかとこの点がございました。

二つ目は、今のことと関連するわけでございませぬけれども、年齢に代わる基準がない中で直ちに禁止しますと、募集・採用の場面で労使ともに混乱を招くおそれがあるということではないかというところでございます。これ具体的には、例えば、求人者にとりまして、企業側にとりましては、年齢も設けませんが求職者が殺到するおそれがあるというところで、なかなか整理が付かないということ、一方で、中高年の求職者にとりましては、年齢制限がないので応募しても、実は実際には採用されなかったというケースも多くなるんじゃないかというところがございます。

今回の改正法におきましては、上限年齢を定める事業主に付しまして、求職者にその理由を示すことを義務付けるということで、その年齢制限が真に必要なかについて改めて考えていただく。まずはステップとしまして、説明責任を果たしていただく、こういうことで年齢制限の是正を促進してまいりたいということになったわけでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。今回の措置が取られたにしても、これはいろいろな理由を提示してくるんだと思うわけですが、その提示の内容に対して、そういった内容に対しては、引き続き御答弁をお願いします。

○政府参考人(太田俊明君) 事業主は、やむを得ない理由によりまして年齢制限を行うという場合には、その理由を示してくださいということになっていくわけでもございますけれども、その理由の提示に当たりましては、書面など一定の方法によりまして、それぞれの個別具体的な事情を踏

まえた真にやむを得ない理由を示す必要があるわけでございます。

この理由の提示につきまして、不適切な方法で提示された場合でございますとか、示された理由がやむを得ない理由ではないと、そういうふうには認められないという場合には、事業主に対しては必要な指導を行うこととしております。

具体的にはどうかということでございますけれども、まず、理由の提示がない場合でございますとか具体的な理由が提示されない場合は、ハローワークの窓口で具体的な理由を記載するよう指導を行います。それから、たとえ理由が具体的であったとしても、実態とは異なっているという状況、あるいはやむを得ない理由ではないと判断される場合等には、年齢制限を行わないこととしております。さらに、一応やむを得ない理由としては認められるわけでございますけれども、事業主の工夫や適切な助言、援助があれば年齢制限の是正が可能ではないかと判断される場合には、これは高齢・障害者雇用支援機構に専門家のアドバイザーを置いておりますので、この高年齢雇用アドバイザーによる専門的な技術的支援を受けてくださいと、そういう勧奨等も行うこととしておるわけでございます。

ただいま申し上げましたように、ハローワークの窓口指導あるいは訪問指導等によりまして、年齢制限の是正につきまして実効性の確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。いろいろと本場に、ハローワークを始め、皆さん方御努力していただいていることは本場に理解をさせていただいております。

今御答弁の中でも細やかに、本場にお年寄りの方々にはお年寄り、そしてまた若い方々のそういったことを十二分に理解をさせていただいていくつもりですけれども、今、本場に今を乗り切らないと、本場にこの国自体が過渡期というふうな、そんな気持ちがございます。

それで、その再就職の際の有効な手段の一つとしていたしましてトライアル雇用というのが昨年四月から事業化されているわけですが、十六年の三月現在で若い人まだ二千三百人ぐらいのこと、ちょっと少ないという感じが実感ですけれども、この事業が始まってまだまだ短いということもありますけれども、極端に実績が少ない。その実績の現状と、なぜこういふふうになのかという御説明とその背景、そして、今後その事業実績を上げていくためには一体どういったところを直せばいいのか、どういったところを改善すればみんなが安心してお仕事に就けるのかというふうなことの御答弁をいただければと思っております。

時間が参りましたので、これを最後の質問にしたいと思います。お願いします。

○政府参考人(太田俊明君) 今お尋ねの中高年齢トライアル雇用事業でございますけれども、平成十五年の四月から開始された制度でございます。四十五歳以上六十五歳未満の者で再就職の実現が困難な者であって、速やかな再就職を促進することが特に必要である者につきましてトライアル雇用していただくことで、その期間の賃金を一部助成するというような仕組みになっております。

私も、この制度は、職種転換が難しい中高年齢者にとりまして、未経験の職種でありましてトライアル雇用ということで思い切った挑戦ができるということ、それから、求人者にとりましては、そのトライアル雇用の期間、三か月間でございますけれども、労働者の能力、適性を見極められるとともに、働く方にとってもその企業の特長を判断することができるということで、労働者、企業ともに当該事業に対する評価は非常に高いわけでございます。有効な事業であると考えております。

ただ、御指摘のとおり、平成十五年度、始まったばかりということもありませんけれども、全国で約二千三百人ということで、実績が必ずしも十分でない状況でございますが、これはやはりトライ

アル雇用の今申し上げました有効性への理解が必ずしも全国的に十分普及していないことが原因ではないかというふうに考えているところがございます。

したがって、こういった状況を踏まえましてどうするかということがございますけれども、私どもとしては、やっぱりこの事業を活用していただきたいということでございまして、一つは事業主の、事業の利用者の声とかメリット等を分かりやすく説明したりフレットを約四十万部作りまして、今各事業主団体に幅広く配布しているところでございます。

さらには、トライアル雇用の積極的活用を地方の都道府県労働局に指示しておりますし、それからまた、今年の四月には目標設定いたしました、トライアル雇用の常用雇用への移行率が七五%程度以上というような目標も設定いたしました。積極的に推進しているところでございまして、今後、更に質、量ともに有効活用が図れるように積極的に取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○委員長(国井正幸君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会